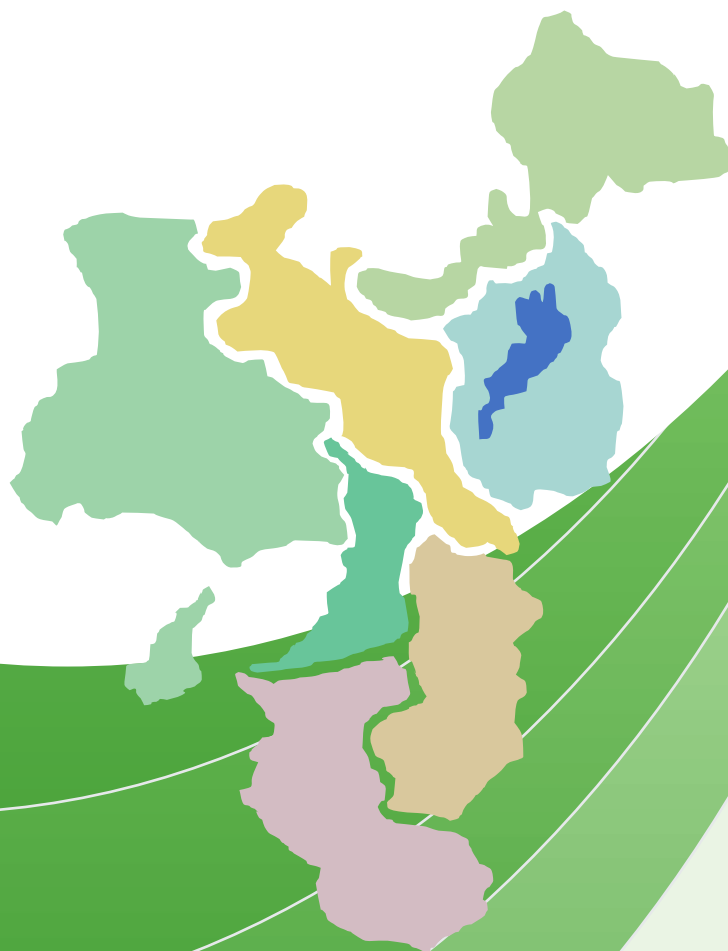


令和7年度

業務報告

生活と暮らしを支え、
地域の未来をともに創る。



はじめに

近畿厚生局は、近畿地域2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の政策実施機関として、平成13年1月に設置されて以来、国民の皆様にもっと身近な医療、健康、福祉、年金、さらに麻薬や覚醒剤等の取締りなどに関する業務を行っております。

「ひと、くらし、みらいのために」をキャッチフレーズに、国の社会保障政策に関する各種取組を通じて、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心して安全なものとなるよう全力で取り組んでまいります。

本書は、令和7年度に当厚生局が実施した業務の概要や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様をはじめ地方自治体や関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

目 次

I 近畿厚生局の概要

1 沿 革	1
2 組 織	7
3 所在地等	8
4 近畿厚生局の行動指針	10

II 業務の概要及び実績

<総務・年金部門>

1 総 務 課	11
2 会 計 課	12
3 企画調整課	13
4 年金指導課	16
5 年金調整課	18
6 年金審査課	23
7 社会保険審査官	25

<健康福祉部>

8 健康福祉課	26
9 医 事 課	45
10 薬事監視指導課	58
11 食品衛生課	60
12 地域包括ケア推進課	65
13 保 險 課	70
14 企業年金課	72

<指導部門>

15 管 理 課	74
16 医 療 課	77
17 調 査 課	80
18 特別指導第一課・特別指導第二課	81
19 指導監査課・府県事務所	82

<麻薬取締部>

20 麻薬取締部	87
----------	----

<その他>

21 局全体としての取組み	91
---------------	----

Ⅲ 課別所掌事務に係る資料・統計

<年金調整課関係>

・ 学生納付特例事務法人・取扱教育施設一覧	92
-----------------------	----

<健康福祉課関係>

・ 生活保護法に基づく指定医療機関等一覧	95
----------------------	----

・ 各種養成施設管内府県別指定状況一覧	96
---------------------	----

・ 各種養成施設一覧	97
------------	----

<食品衛生課関係>

・ 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧	106
---------------------	-----

・ 輸出水産食品に係る認定施設等	108
------------------	-----

I 近畿厚生局の概要

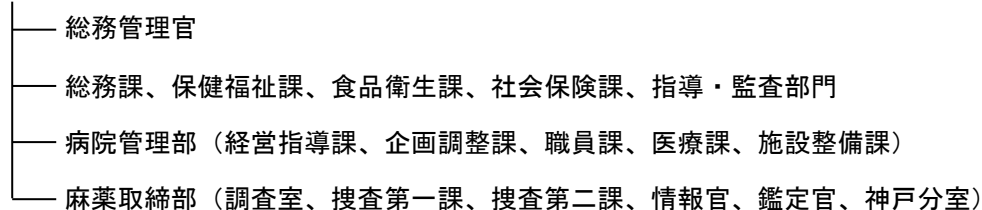
1 沿 革

●平成 13 年 1 月

中央省庁等改革基本法により、平成 13 年 1 月 6 日に、厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されました。

近畿厚生局の組織（平成 13 年 1 月 6 日）

局 長



●平成 15 年 4 月

新たに健康福祉部（保健福祉課、食品衛生課、社会保険課及び指導・監査部門）を設置し、健康福祉部、病院管理部及び麻薬取締部の 3 部体制としました。また、麻薬取締部について取締業務等の充実を図るため、特別捜査課を設置しました。

●平成 16 年 4 月

国立病院等の独立行政法人化に伴い、国立病院等を運営管理していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）されました。また、健康福祉部については、補助金業務の移管等に対応するため、保健福祉課を健康課と福祉課に分課し医事課を設置、麻薬取締部については調査室を調査総務課としました。

●平成 17 年 4 月

専門性を高め業務の充実化を図るため、健康福祉部社会保険課を保険課と年金課に分課しました。

●平成 19 年 4 月

麻薬取締部の情報官を捜査企画情報課としました。

●平成 20 年 4 月

局の所掌事務に関し総合的な企画・立案・調整等を行うため企画調整課を設置しました。

●平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監査等の事務が地方厚生局に移管されたこと等に伴い、指導部門として、管理課、医療指導課、福祉指導課、指導監査課及び各府県事務所を設置しました。また、養成施設の指導体制の整備を図るために指導養成課を設置し、健康課と福祉課を統合して健康福祉課としました。

●平成22年1月

社会保険庁の廃止により、それまで地方社会保険事務局において実施していた年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されたことに伴い、年金指導課、年金調整課及び社会保険審査官を設置しました。また、指導部門の体制の整備を図るために特別指導第一課及び特別指導第二課を設置し、医療指導課を医療課と改めました。

●平成22年4月

麻薬取締部の鑑定官を鑑定課としました。

●平成26年4月

組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、医療機関等指導部門における効率的な業務実施のために調査課を設置しました。

●平成27年4月

年金記録問題に係る総務省への年金記録の「確認申立て」は、平成27年2月末で受付を終了し、同年3月から、厚生労働省に年金記録の訂正を求める手続きが始まりました。

近畿厚生局管内の年金事務所において直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、中立的な立場で審査のうえ、公平かつ公正な判断を行うための機関として、近畿地方年金記録訂正審議会が設置され、局内には年金審査課を設置しました。

また、組織改正により年金課の名称を企業年金課に変更しました。

●平成28年3月

厚生局で所管する社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲したことに伴い、平成28年3月末に福祉指導課を廃止しました。

●平成28年4月

地域包括ケアシステムの構築支援や普及啓発に関する業務等を行うため、地域包括ケア推進課を設置しました。

●令和2年4月

薬事監視体制の強化に伴い、医事課から切り離し、薬事監視指導課を設置しました。

また、麻薬取締部の密輸対策官を密輸対策課としました。

●令和3年4月

麻薬取締部の捜査体制強化を図るため、捜査企画情報課の体制を見直して、新たに次長と主任情報官を設置しました。

●令和4年4月

地域包括ケアシステムの構築及び医療計画等に関する施策について、施策横断的かつ包括的に課題を分析することにより、厚生労働省の政策の企画・立案を支援し、政策の連携と推進を図るため、新たに地域包括的支援構築施策分析官を設置しました。

●令和7年4月

会計業務の適正な執行体制の強化を図るため、総務課から切り離し、会計課を設置しました。

※ 近畿厚生局から地方公共団体への事務・権限の移譲について

＜地方分権第4次・5次・6次一括法施行関係＞

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等に移譲することを目的とした法律が、以下のとおり施行されました（一部の事務・権限を除く）。

○第4次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
（平成26年法律第51号）（平成26年6月4日公布）

○第5次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
（平成27年法律第50号）（平成27年6月26日公布）

○第6次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
（平成28年法律第47号）（平成28年5月20日公布）

同法律の施行により、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、近畿厚生局が行っていた以下の事務・権限について、各機関・施設・組合等の所在地を管轄する府県等へ移譲しました。

＜社会福祉法施行関係＞

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されました。同法律の施行により、近畿厚生局が行っていた2以上の都道府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、監督等について、平成28年4月1日から主たる事務所が所在する府県へ移譲しました。

【平成27年4月1日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（児童福祉司等に係る養成施設の指定・監督等）	○		
2	児童福祉法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
3	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
4	食品衛生法（養成施設の登録・監督等）	○		
5	理容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
6	消費生活協同組合法（消費生活協同組合（一部）の設立認可・監督）	○		
7	保健師助産師看護師法（養成施設の指定・監督等）	○		
8	歯科衛生士法（養成施設の指定・監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
9	医療法（医療法人（一部）の設立認可・監督）	○		
10	医療法（国の開設する病院等の開設承認等）	○	○	○
11	身体障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
12	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健指定医証の交付等）	○	○	
13	社会福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
14	診療放射線技師法（養成施設の指定・監督等）	○		
15	歯科技工士法（養成施設の指定・監督等）	○		
16	美容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
17	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生活衛生同業組合振興計画の認定）	○		
18	中小企業団体の組織に関する法律（協業組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
19	中小企業等協同組合法（事業協同組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
20	臨床検査技師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
21	調理師法（養成施設の指定・監督等）	○		
22	知的障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
23	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
24	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
25	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
26	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
27	戦傷病者特別援護法（指定医療機関等の指定・監督）	○		
28	理学療法士及び作業療法士法（養成施設の指定・監督等）	○		
29	母子保健法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
30	製菓衛生師法（養成施設の指定・監督等）	○		
31	柔道整復師法（養成施設の指定・監督等）	○		
32	視能訓練士法（養成施設の指定・監督等）	○		
33	社会福祉士及び介護福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
34	臨床工学技士法（養成施設の指定・監督等）	○		
35	義肢装具士法（養成施設の指定・監督等）	○		
36	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（養成施設の登録・監督等）	○		
37	救急救命士法（養成施設の指定・監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
38	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（指定医療機関等の指定・監督）	○		
39	介護保険法（介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等）	○		
40	精神保健福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
41	言語聴覚士法（養成施設の指定・監督等）	○		
42	調理師の試験に関する学力認定等	○		
43	理容師・美容師の試験に関する学力認定等	○		

【平成 28 年 3 月 31 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
児童福祉法（保育士に係る養成施設の指定・監督等）	○		

【平成 28 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
麻薬及び向精神薬取締法（麻薬小売業者間譲渡許可）	○		

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
健康増進法（誇大表示の禁止に係る勧告・命令）	○	○

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
社会福祉法（社会福祉法人の認可・監督等）	○		

【平成 29 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（指定検査機関の指定・監督）	○	○

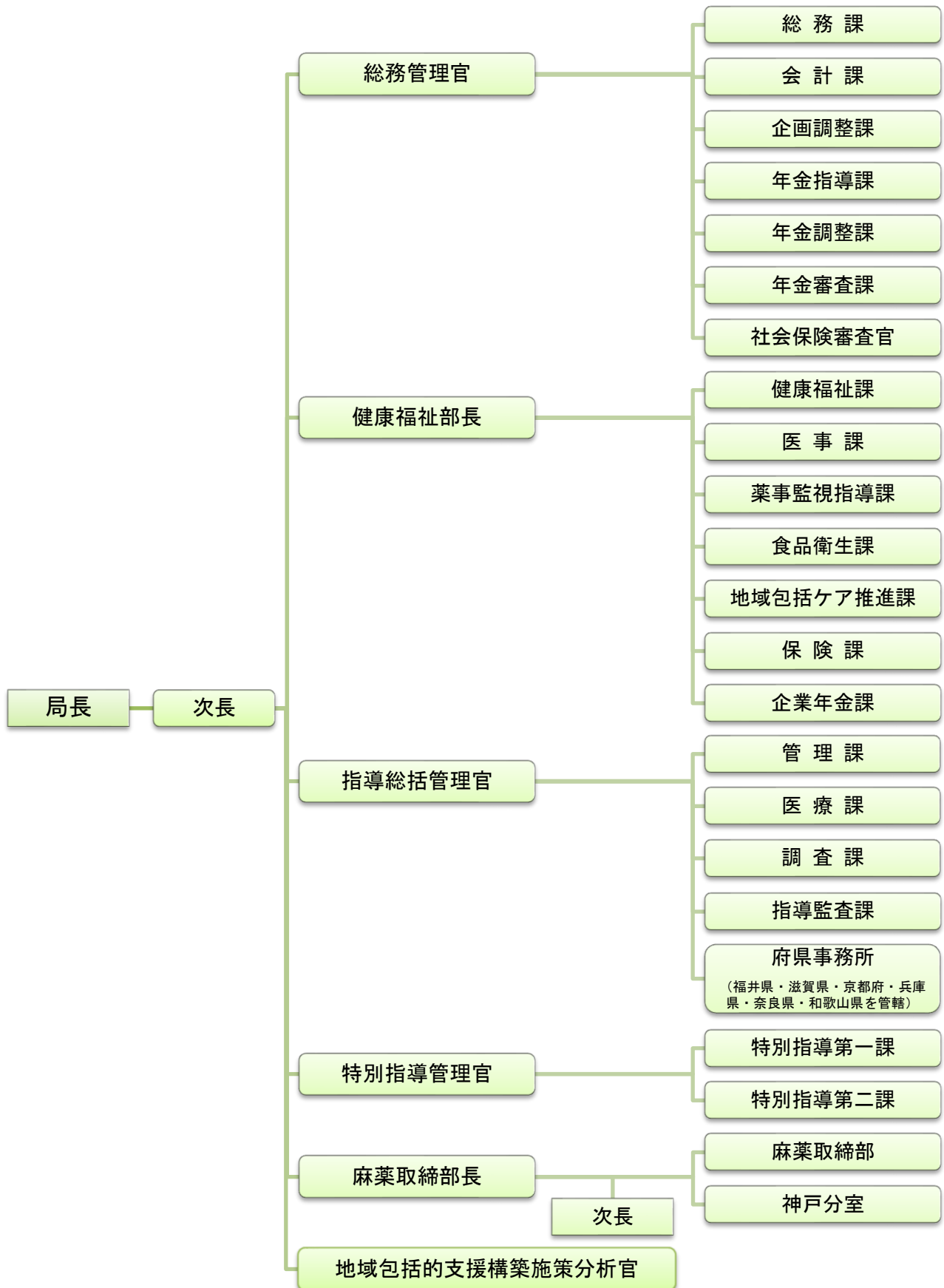
【令和 2 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
医師法（医師の臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限）	○	

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
毒物及び劇物取締法（毒物又は劇物の原体の製造業、輸入業の登録等）	○	

2 組 織

(令和8年3月31日現在)



3 所在地等 (令和8年3月31日現在)

(1) 本局 住所 〒541-8556 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館2階・3階・4階

総務課	電話	06-6942-2241	FAX	06-6946-1500
会計課		06-6942-2241		06-6946-1500
企画調整課		06-6942-2413		06-6942-2249
年金指導課		06-7711-9005		06-7711-9007
年金調整課		06-7711-9006		06-7711-9007
年金審査課		06-6941-2308		06-6941-2400
管理課		06-6942-2248		06-6942-2330
医療課		06-6942-2414		06-6942-9125
調査課		06-7711-9012		06-6942-2330
特別指導第一課		06-7711-9003		06-6942-2249
特別指導第二課		06-7711-9004		06-6942-2249
指導監査課				
指導第2グループ		06-7663-7666		06-6942-2249
麻薬取締部		06-6949-6336		06-6949-6339

(2) 第2庁舎(大江ビル) 住所 〒540-0011 大阪府中央区農人橋 1-1-22 大江ビル7階・8階

健康福祉課	電話	06-4791-7311	FAX	06-4791-7352
医事課		06-6942-2492		06-6942-5089
薬事監視指導課		06-6942-4096		06-6942-2472
食品衛生課		06-4791-7312		06-4791-7353
地域包括ケア推進課		06-7711-9020		06-4791-7352
保険課		06-4791-7313		06-4791-7354
企業年金課		06-4791-7314		06-4791-7354
指導監査課				
施設基準グループ		06-7663-7663		
審査グループ		06-7663-7664		06-4791-7355
指導第1グループ		06-7663-7665		
社会保険審査官		06-7711-8001		06-7711-8003

(3) 府県事務所

福井事務所	住 所	〒910-0019 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 7 階		
	電 話	0 7 7 6 - 2 5 - 5 3 7 3	F A X	0 7 7 6 - 2 5 - 5 3 7 5
滋賀事務所	住 所	〒520-0044 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階		
	電 話	0 7 7 - 5 2 6 - 8 1 1 4	F A X	0 7 7 - 5 2 6 - 8 1 1 6
京都事務所	住 所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町 691 リそな京都ビル 5 階		
	電 話	0 7 5 - 2 5 6 - 8 6 8 1	F A X	0 7 5 - 2 5 6 - 8 6 8 4
兵庫事務所	住 所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎 2 階		
	電 話	0 7 8 - 3 2 5 - 8 9 2 5	F A X	0 7 8 - 3 2 5 - 8 9 2 8
奈良事務所	住 所	〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル 2 階		
	電 話	0 7 4 2 - 2 5 - 5 5 2 0	F A X	0 7 4 2 - 2 5 - 5 5 2 2
和歌山事務所	住 所	〒640-8143 和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎 5 階		
	電 話	0 7 3 - 4 2 1 - 8 3 1 1	F A X	0 7 3 - 4 2 1 - 8 3 1 5

(4) 神戸地方合同庁舎

麻薬取締部 神戸分室	住 所	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 3 階		
	電 話	0 7 8 - 3 9 1 - 0 4 8 7	F A X	0 7 8 - 3 2 5 - 3 7 6 9

4 近畿厚生局の行動指針

この行動指針は、厚生労働省のキャッチフレーズ「ひと、暮らし、みらいのために」の趣旨（未来にわたって、人や暮らしを守る役割を担っていること）を実現するため、厚生労働省（地方支部局を含む）の全職員からの意見募集等を踏まえて、職員が遵守すべきこととして策定されたものです。

私たち近畿厚生局の全職員が行動指針についての認識を新たにし、この指針に基づき行動します。

近畿厚生局の行動指針

1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し開かれた行政を目指します。

そして、以上の行動を実践するため、私たちは、日々、次に掲げることを心がけて職務に取り組み、活力あふれる組織となるよう努めます。

- 誇りと使命感を持って職務に臨み、効率的かつ迅速に業務を遂行します。
- 自ら進んで課題を見つけ、皆で協力しながら解決に向けて取り組みます。
- 自己研鑽に励み、自らの向上心を高めます。

Ⅱ 業務の概要及び実績

1 総務課

(1) 行政文書の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づき行政文書の開示請求に関する業務を行っています。

② 実績

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
開示請求件数		340件	356件	266件
開示請求に対する措置	全面開示	145件	134件	65件
	部分開示	184件	207件	181件
	不開示	2件	4件	5件
	取り下げ	9件	11件	10件

(2) 個人情報の開示請求

① 概要

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）（※）」に基づき保有個人情報の開示請求に関する業務を行っています。

※令和3年度以前は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開示請求件数	31件	9件	20件

2 会 計 課

(1) 物品・役務に係る調達事務

① 概要

近畿厚生局の業務において必要な各種物品・役務の調達を担当しています。円滑な業務運営と適正な予算執行を図るため、一般競争入札や随意契約などの手続を適切に実施しています。

② 実績（一般競争入札の件数）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	13件	12件	13件

(2) 国有財産の管理処分

① 概要

旧社会保険庁から引き継いだ国有財産（17件）及び日本年金機構から国庫納付された国有財産（令和2年度2件、令和3年度1件、令和7年度1件）について管理・処分を行っています。令和7年度末までに18件の処分を行い、残りは3件となっています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処分件数	0件	1件	0件
管理件数 (年度末現在)	3件	2件	3件

3 企画調整課

(1) 近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整

① 概要

企画調整課では、近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整を所掌しており、厚生労働本省との連絡調整、局内の取りまとめや調整等を行っています。

② 実績

令和7年度に企画調整課が担った主な業務

- ア 組織目標の策定
- イ 業務計画の進捗管理・業務改革推進月間の取組の促進
- ウ 業務報告の編集
- エ 広報委員会の運営
- オ 職員研修の実施
- カ 防災業務計画・業務継続計画に基づく安否確認訓練の実施
- キ 行動指針の周知

(2) 近畿地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

近畿地方社会保険医療協議会は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県を管轄区域として、社会保険医療協議会法及び社会保険医療協議会令に基づき、保険医療機関、保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医、保険薬剤師の登録の取消しについて審議を行っています。

近畿地方社会保険医療協議会の「総会」は、委員20名で構成され、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し等について審議しており、その運営は企画調整課が行っています。

一方、近畿地方社会保険医療協議会の「部会」は、近畿厚生局管内の7府県にそれぞれ設置（委員数は8名）され、保険医療機関または保険薬局の指定について審議しており、その運営は指導監査課（大阪府）及び各府県事務所が行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況

令和5年度	令和6年度	令和7年度
4回	2回	3回

イ 近畿地方社会保険医療協議会部会の開催状況

令和5年度	令和6年度	令和7年度
84回	85回	85回

(3) 近畿厚生局ホームページ等による広報・広聴活動

① 概要

ア 近畿厚生局ホームページによる情報発信

事業対象者や国民の皆様、近畿厚生局の事業についてより一層ご理解を深めていただくため、ホームページを通じて様々な情報を発信しています。

併せて、掲載内容等を定期的に点検するなど、利用者が分かりやすく使いやすいホームページとなるよう努めています。

イ 厚生行政及び近畿厚生局の効果的なPR方策

YouTube と Instagram に公式アカウントを設け、厚生行政や近畿厚生局の効果的なPRに努めています。

ウ 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」窓口の設置

ホームページに「ご意見・ご要望」と「お問い合わせ（ご質問）」の窓口を設け、厚生行政に関するご意見・ご要望や近畿厚生局の業務に関するお問い合わせを受け付けています。

寄せられた「お問い合わせ（ご質問）」については、わかりやすく丁寧な回答に努めるとともに、「ご意見・ご要望」については、近畿厚生局の業務向上の参考としています。

② 実績

ア 近畿厚生局ホームページのページ等の表示数

	令和6年度	令和7年度
ページビュー数（※）	607,001回	371,000回

※掲載ファイルの表示数含む

イ

	令和6年度	令和7年度
YouTube 投稿数（※1）	30件	55件
Instagram 投稿数（※2）	18件	90件

※1 限定公開含む

※2 ストーリーズ投稿含む

ウ

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「ご意見・ご要望」等の受付件数	474件	713件	688件

(4) 「国民の皆様の声」の取りまとめ

① 概要

厚生労働省や地方厚生（支）局に寄せられた国民の皆様の声は、厚生行政の政策改善につながるものであることから、企画調整課では、近畿厚生局に寄せられた国民の皆様の声を取りまとめ、厚生労働本省の担当部局へ報告し、政策改善に役立てています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「国民の皆様の声」の件数	86件	52件	77件

(5) 近畿地方医療功労賞の表彰

① 概要

医療功労賞は、へき地や離島など、困難な状況のもとで長年地域医療を支えてきた医療・福祉従事者を顕彰する事業です。

これまで、都道府県ごとに都道府県表彰者を選んでいましたが、令和4年度から、全国を8ブロックに分けた「地方表彰」として、厚生労働省本省と地方厚生局が受賞者を選び、表彰しています。その後、地方表彰受賞者の中から中央表彰受賞者が選ばれ、厚生労働大臣賞等が授与されます。

企画調整課では、近畿地方医療功労賞の受賞者の選定や表彰に関する業務を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
表彰者数	5名	8名	8名

4 年金指導課

政府管掌年金事業は、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方で、厚生労働大臣から委任・委託を受け、日本年金機構（以下「機構」という。）がその直接的な監督の下で公的年金に関する一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談等）を担っています。

年金指導課では、国（厚生労働省）が管理運営を行う必要があるとされた以下の業務を行っています。

（１）日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務

① 概要

保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し、機構が滞納処分等（差押や財産調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

また、機構が滞納処分等を行った場合は、その結果を厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）に報告しなければならないとされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行うとともに、機構から滞納処分等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

	制度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
認可件数	厚生年金	231, 171 件	262, 906 件	284, 028 件
	国民年金	20, 728 件	18, 583 件	18, 607 件

	制度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施結果 報告件数	厚生年金	25, 331 件	39, 316 件	44, 883 件
	国民年金	20, 203 件	17, 055 件	15, 307 件

（２）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び収納職員の認可に関する業務

① 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」や厚生年金保険料等（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金、国民年金保険料）の収納事務を行う「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から「徴収職員」及び「収納職員」に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可人数（延べ）	269人	256人	284人

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可に関する業務

① 概要

機構が立入検査等（厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。年金指導課では、機構から立入検査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	234,751件	225,668件	236,408件

(4) 日本年金機構が行う受給権者調査等の認可に関する業務

① 概要

機構が受給権者調査等（年金受給権者や被保険者に対する調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から受給権者調査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	14件	9件	9件

(5) 厚生年金保険料等の納付の猶予に関する業務

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料等の納付が猶予されます。

年金指導課では、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請を機構が受付けた場合、当該申請の審査と許可を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
許可件数	0件	0件	0件
不許可件数	0件	0件	0件

5 年 金 調 整 課

(1) 社会保険労務士に関する業務

① 概要

社会保険労務士は、労働保険及び社会保険に関する届出書類の作成及び申請手続きの代行業務等を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利義務等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険労務士法に基づく業務のうち社会保険に関する業務について、監督等を行っています。

② 実績

府 県 名	管内の社会保険労務士数		
	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
福 井 県	260 人	261 人	261 人
滋 賀 県	406 人	405 人	414 人
京 都 府	934 人	959 人	975 人
大 阪 府	4,600 人	4,705 人	4,849 人
兵 庫 県	1,817 人	1,842 人	1,892 人
奈 良 県	348 人	354 人	365 人
和 歌 山 県	242 人	246 人	249 人
合 計	8,607 人	8,772 人	9,005 人

(2) 年金委員に関する業務

① 概要

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っており、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と地域において活動する地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等から推薦のあった年金委員候補者に対して委嘱の審査、決定及び委嘱状や年金委員証明書の交付のほか、年金委員の解嘱の審査、決定及び解嘱状の交付等を行っています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員については、その功績を称えるため「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」が行われており、日本年金機構からの「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の審査を行っています。

② 実績

ア 職域型年金委員数

府 県 名	委 員 数		
	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
福 井 県	1,722 人	1,726 人	1,715 人
滋 賀 県	1,443 人	1,472 人	1,475 人
京 都 府	1,723 人	1,806 人	2,002 人
大 阪 府	4,963 人	5,435 人	5,937 人
兵 庫 県	3,336 人	3,496 人	3,735 人
奈 良 県	983 人	1,014 人	1,021 人
和 歌 山 県	1,031 人	1,056 人	1,044 人
合 計	15,201 人	16,005 人	16,929 人

イ 地域型年金委員数

府 県 名	委 員 数		
	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
福 井 県	72 人	63 人	78 人
滋 賀 県	162 人	133 人	133 人
京 都 府	126 人	123 人	150 人
大 阪 府	142 人	163 人	262 人
兵 庫 県	232 人	225 人	277 人
奈 良 県	116 人	104 人	107 人
和 歌 山 県	116 人	120 人	120 人
合 計	966 人	931 人	1,127 人

ウ 厚生労働大臣表彰者数

府 県 名	表 彰 者 数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福 井 県	1 人	0 人	1 人
滋 賀 県	1 人	1 人	0 人
京 都 府	1 人	1 人	1 人
大 阪 府	1 人	3 人	2 人
兵 庫 県	2 人	1 人	1 人
奈 良 県	1 人	1 人	1 人
和 歌 山 県	1 人	1 人	0 人
合 計	8 人	8 人	6 人

(3) 市町村に交付する国民年金等事務費交付金に関する業務

① 概要

国民年金、福祉年金及び特別障害給付金に関する各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や老齢基礎年金などの請求手続きの事務等）については、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は国民年金等事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が国民年金に関する制度周知や情報提供など、協力連携として行った事務についても、国民年金交付金の対象とされています。

年金調整課では、市町村から提出される概算交付申請や精算交付申請の審査、決算審査及び実地審査のほか、市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
管内の市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村
交付決定額	5,466,002,668 円	5,573,107,824 円	5,722,318,248 円

(4) 市町村に交付する年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務

① 概要

年金生活者支援給付金の支給に係る事務のうち、認定請求等の受理などは、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「給付金交付金」という。）として、国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が年金生活者支援給付金に関する制度周知や情報提供など、協力連携として行った事務についても、給付金交付金の対象とされています。

年金調整課では、市町村から提出される精算交付申請の審査、決算審査及び実地審査のほか、市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
管内の市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村
交付決定額	97,337,911 円	93,548,111 円	109,780,739 円

※令和元年10月より制度実施

(5) 市町村に交付する健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

① 概要

健康保険法第3条第2項の規定に基づく被保険者（日雇特例被保険者）に係る事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付及び収受等に関する事務については、法定受託事務として厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は、健康保険事務指定市町村交付金として国が交付することとされています。

年金調整課では、事務指定市町村の指定及び取消の受付、事務指定市町村から提出

される事務取扱件数報告書の審査及びその取りまとめのほか、健康保険事務指定市町村交付金の申請の審査等を行っています。

② 実績

	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
管内の事務指定市町村数	23 市町村	21 市町村	21 市町村
交付決定額	10,359 円	11,582 円	10,887 円

(6) 学生納付特例事務法人等に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人制度は、学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生等が申請しやすい環境を整備する目的で設けられています。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、学生納付特例の申請に関する事務を行うことができることとされています。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、指定取消及び学生納付特例事務法人制度の周知・協力要請を行っています。

② 実績

	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
管内の学生納付特例事務法人数等	106	104	106

(注) 令和7年度末における学生納付特例事務法人・取扱教育施設一覧は、資料編の92頁～94頁を参照

(7) 日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業に対する意見や助言を行うこと等を目的として、各府県に地域年金事業運営調整会議を設置しています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険加入の徹底等の取組を進めるとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図るため、近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会を設置しています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図る観点から、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議（近畿厚生局管轄の2府5県）の委員として積極的に参画しているほか、国土交通省近畿地方整備局が主催する近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会にも構成員として参画しています。

② 実績

ア 地域年金事業運営調整会議（近畿厚生局管轄の2府5県）への参加状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加回数	6回（対面開催）	7回（対面開催）	5回（対面開催）

イ 近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会への参加状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催日 (年1回開催)	令和6年3月7日 (書面開催)	令和7年3月10日 (書面開催)	令和8年3月9日 (書面開催)

6 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

① 概要

年金審査課では、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の日本年金機構年金事務所において、直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情など幅広く詳細に調査を行い、近畿地方年金記録訂正審議会に対し諮問を行っています。

また、近畿地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正または不訂正の決定をしています。

② 実績

ア 訂正請求取扱状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受付件数	899件	719件	1,058件
日本年金機構で記録訂正	679件	547件	927件
厚生局の決定件数	134件	147件	152件
取下等件数	65件	41件	43件

イ 厚生局における各年度の決定状況

(ア) 国民年金

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訂正	2件	1件	0件
不訂正	28件	41件	24件
却下	0件	0件	0件
合計	30件	42件	24件

(イ) 厚生年金保険

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訂正	75件	74件	80件
不訂正	27件	30件	45件
却下	0件	0件	1件
合計	102件	104件	126件

(ウ) 脱退手当金

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訂 正	0件	0件	0件
不 訂 正	2件	1件	2件
却 下	0件	0件	0件
合 計	2件	1件	2件

(注)「訂正」の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

(2) 近畿地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

平成27年4月10日、地方厚生局長が年金記録の訂正または不訂正を決定するに当たり、諮問を行う近畿地方年金記録訂正審議会が近畿厚生局に設置されました。

近畿地方年金記録訂正審議会は、近畿厚生局長が任命した、弁護士、社会保険労務士、税理士など民間有識者からなる委員（16名）で構成されており、4つの部会（委員は1部会4名）が設置されています。

近畿地方年金記録訂正審議会では、年金記録の訂正請求事案について、近畿厚生局長からの諮問に対して、中立的な立場で審議し公平かつ公正な判断により答申を行っています。

年金審査課では、近畿地方年金記録訂正審議会（総会及び部会）の運営及び当該審議会の委員の任命等に関する庶務的事務を行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨等については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方年金記録訂正審議会総会の開催状況

	開 催 日
令和5年度	令和5年4月12日
令和6年度	令和6年4月10日
令和7年度	令和7年4月10日

イ 近畿地方年金記録訂正審議会部会の開催回数

	回 数
令和5年度	62回
令和6年度	66回
令和7年度	64回

7 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき、厚生労働大臣から任命された独立した機関として設置され、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

② 実績

ア 審査請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	令和5年度	1,702件	うち、前年度からの繰り越し分 300件
	令和6年度	1,669件	うち、前年度からの繰り越し分 357件
	令和7年度	1,894件	うち、前年度からの繰り越し分 524件
取下件数	令和5年度	45件	受付後に審査請求人から取下申出があった件数
	令和6年度	36件	
	令和7年度	28件	
移送件数	令和5年度	21件	受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数
	令和6年度	27件	
	令和7年度	30件	
決定件数	令和5年度	1,279件	審査官が決定をした件数。内訳は下記イのとおり
	令和6年度	1,082件	
	令和7年度	1,504件	

イ 決定件数

年 度	却 下			容 認			棄 却			計		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康保険	16	20	19	122	104	124	125	119	167	263	243	310
船員保険	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生年金	25	41	48	348	14	55	304	377	499	677	432	602
国民年金	16	19	25	7	11	27	316	377	539	339	407	591
合 計	57	80	93	477	129	206	745	873	1,205	1,279	1,082	1,504

【参考】

- 「却下」・・・法定期限の経過した審査請求や保険者による処分が行われていないなど、審査請求に関する要件を満たしていないため、内容を審理するに至らなかったもの
- 「容認」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものの
- 「棄却」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求の理由がないとして請求を退けたものの

8 健康福祉課

(1) 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等

① 概要

生活保護法に基づき開設された公費負担医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）のうち、国が開設した医療機関等については、地方厚生局で指定等の事務を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活保護法に基づく指定医療機関※等数	46 機関	46 機関	46 機関

(注1) 国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限る

(注2) 令和7年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の95頁を参照

※ 指定医療機関とは

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が、生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

(2) 生活保護法に基づく保護施設に対する指導監査

① 概要

保護施設※に対する指導監査は、保護施設の適正な運営を確保することを目的として、生活保護法第23条第1項の規定に基づき実施しています。

指導監査は、管内の府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設に対して実施しています。

② 実績

保護施設の指導監査は、対象施設3施設に対し、3年に1回定期的に行っている。

※ 保護施設とは

保護施設とは、生活保護法第 38 条の規定に基づく、「救護施設」「更生施設」「医療保護施設」「授産施設」「宿所提供施設」のことをいいます。
(参考)

- ・救護施設 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
- ・更生施設 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
- ・医療保護施設 医療保護施設とは、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設です。
- ・授産施設 授産施設とは、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設です。
- ・宿所提供施設 宿所提供施設とは、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設です。

(3) 生活保護法施行事務監査

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が実施する生活保護法施行事務のうち生活保護の医療扶助の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査及び指定医療機関に対する自治体との共同指導を生活保護法第 23 条第 1 項に基づき実施しています。

監査は、管内の府県市（2 府 5 県 19 市）に対して実施しています。

② 実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
医療扶助適正実施の監査	26 ヶ所	26 ヶ所	26 ヶ所

(注) 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）は所定の周期で、計画どおり実施している。

※ 医療扶助とは

医療扶助とは、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、下記の事項の範囲内において行われるものです。

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料
- ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・移送

(4) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等※について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、管内2府5県の三種病原体等所持者からの所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

また、法令等に定められている施設・設備の技術上の基準や病原体等の使用基準により適正に運用されているかを確認するため、該当する三種病原体等所持施設に対し、定期的に立入検査を実施しています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所持届出の受理件数	1件	1件	2件
所持変更届の受理件数	14件	11件	15件
輸入届出の受理件数	0件	0件	0件
三種病原体等所持施設等への立入検査	6施設	2施設	3施設

(注) 三種病原体等所持施設等に対する定期の立入検査は、所定の周期で計画どおり実施している。

③ 所管施設の状況

	令和7年度
三種病原体等所持施設数	13施設

※ 病原体等とは

病原体等とは、感染症の病原体や毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるもの）のことをいいます。病原体等のうち、病原性や国民の生命及び健康に対する影響を考慮し、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

(参考)

- ・ 三種病原体等 多剤耐性結核菌、狂犬病ウイルス、鼻疽菌など
- ・ 四種病原体等 インフルエンザウイルス、赤痢菌、コレラ菌など

(5) 児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

本指導監査は、児童扶養手当※支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、府県に対し3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村（以下、「市等」という）に対し7年に1回程度の指導監査を実施しています。

近畿厚生局では、児童扶養手当の受給資格認定等の事務を行っている管内の府県市等に対する指導監査を実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の県、市等に対する指導監査も実施しています。

② 実績

ア 管内の指導監査等の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
近畿厚生局管内の指導監査	16ヶ所	17ヶ所	16ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	16ヶ所	16ヶ所	16ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	16ヶ所	18ヶ所	14ヶ所
計	48ヶ所	51ヶ所	46ヶ所

(注) 児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で計画どおり実施している。

イ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
認定請求書等の様式	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法施行規則に定める様式において、同規則に定める以下の事項が盛り込まれていないことから、これらの事項を満たすよう改めること。 「障害基礎年金等を受けることができるとき」（認定請求書、額改定請求書、現況届） 「公金受取口座を利用します」（認定請求書、現況届、未支払手当額請求書）

事 項	主 な 内 容
新規認定請求書の受理事務	<ul style="list-style-type: none"> ・DV保護命令を支給事由とする認定請求において、確定証明書が未添付の事例があったため、「父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による保護命令を受けた児童に係る児童扶養手当の支給事務について」（平成24年7月27日雇児福発0727第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、必要書類が添付されていることを確認した上で受理すること。 ・母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする認定請求において、「事実婚解消等調書」（未婚の母子の調書）が未添付の事例があったため、「児童扶養手当における父母の事実婚解消及び母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする場合の留意事項について」（平成22年7月30日雇児福発0730第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、必要書類が添付されていることを確認した上で受理すること。 ・遺棄を支給事由とする認定請求において、福祉事務所長の証明、遺棄調書が添付されていない事例があったため、遺棄を支給事由とする認定請求の際は「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）により福祉事務所長の証明があること、および「児童扶養手当遺棄の認定基準について」（令和4年3月18日子家発0318第1号）により遺棄調書を作成した上で受理すること。
資格喪失の事務処理	<ul style="list-style-type: none"> ・転出を事由とする資格喪失処分が行われている事例が見られました。転出は資格喪失事由に当たらないことから、当該事由による資格喪失処理は行わないこと。
現況届の未提出者に係る事務処理	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届未提出者の事務処理について、現況届提出命令書の送付及び時効による資格喪失処理を行っていない事例があったため、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る時効の解釈及び取扱い等について」（昭和47年8月25日児企第33号厚生省児童家庭局企画課長通知）に基づき、適切な事務処理を行うこと。

事 項	主 な 内 容
一部支給停止措置適用除外に係る事務処理	<p>・一部支給停止措置適用除外に係る事務処理について、児童又は親族に障害や疾病があるため就業することが困難である場合において、児童又は親族が障害や疾病があることを明らかにする書類はあるものの、受給者が介護を行わなければならない事情を明らかにする書類が未添付の事例があったため、「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止措置適用除外に係る事務について」（平成20年3月31日雇児福発第0331001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、添付書類の内容を確認した上で、一部支給停止措置適用除外を決定すること。</p>
生計分離の確認	<p>・受給者と同居所在地に居住している扶養義務者が生計同一関係にないことの確認について、客観的な証明による確認が不十分な事例があったため、受給者と扶養義務者の住居の見取り図（それぞれの独立した生活空間があることを確認するための資料）、公共料金の契約・負担の状況等の客観的な証明により生計同一関係にないことを確認すること。</p>
手当と年金の併給調整	<p>・障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に係る所得の算定について、障害基礎年金等の給付に係る所得がある場合に総所得に加算していない事例があったため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布等について（公布通知）」（令和2年10月30日 子発1030第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けられる場合は、非課税所得である公的年金給付等を課税所得である公的年金等とみなして、公的年金等控除を適用して算定した額を総所得に加算すること。</p> <p>・受給資格者が給与所得及び障害基礎年金を受給している場合の所得算出について、所得金額調整控除を適用していない事例があったため、給与所得及び非課税公的年金等に係る所得の双方がある場合、租税特別措置法第41条の3の1に規定する所得金額調整控除も適用したうえで、児童扶養手当法施行令第4条第1項に規定する10万円控除等を適用すること。</p>

事 項	主 な 内 容
手当と年金の併給調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に係る所得の算定について、障害基礎年金等の給付に係る所得がある場合に総所得に加算していない事例があったため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布等について（公布通知）」（令和2年10月30日 子発1030第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができる場合は、非課税所得である公的年金給付等を課税所得である公的年金等とみなして、公的年金等控除を適用して算定した額を総所得に加算すること。 ・ 受給資格者が給与所得及び障害基礎年金を受給している場合の所得算出について、所得金額調整控除を適用していない事例があったため、給与所得及び非課税公的年金等に係る所得の双方がある場合、租税特別措置法第41条の3の11に規定する所得金額調整控除も適用したうえで、児童扶養手当法施行令第4条第1項に規定する10万円控除等を適用すること。

※ 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

（6）民生委員・児童委員等に関する業務

① 概要

民生委員は、「民生委員法」の規定に基づき、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦され、都道府県における地方社会福祉審議会を経て国に推薦された者について、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は原則3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務を行うなど、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として指名を行っています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名のほか、職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる方や民生委員活動を積極的に行っている民生委員による団体に対し、厚生労働大臣表彰等を行っています。

なお、令和7年度については、11月30日をもって全国の民生委員の3年間の任期が終了し、12月1日に一斉改選が行われました。近畿管内では37,445名が新たに委嘱されました（うち主任児童委員3,496名）。

② 実績

ア 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (一斉改選)
民生委員・児童委員の委嘱	923名	710名	34,473名
民生委員・児童委員の解嘱	866名	744名	377名
主任児童委員の指名	70名	63名	3,529名

イ 大臣表彰感謝状、表彰の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
厚生労働大臣表彰（定時）	48名	57名	1,562名
厚生労働大臣表彰（随時）	9名	10名	14名
厚生労働大臣感謝状の授与	334名	311名	120名

③ 民生委員・児童委員数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民生委員・児童委員数	38,486名	38,467名	37,690名

<民生委員・児童委員数の内訳（令和7年度）

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,348名	2,575名	2,751名	4,078名	4,481名	2,154名	1,867名
うち主任児童委員	100名	233名	243名	333名	260名	214名	148名

	京都市	大阪市	堺市	神戸市	福井市	大津市	高槻市
委員数	2,663名	3,800名	1,090名	2,227名	505名	642名	500名
うち主任児童委員	399名	559名	91名	282名	35名	64名	39名

	東大阪市	豊中市	枚方市	吹田市	八尾市	寝屋川市	姫路市
委員数	789名	532名	432名	509名	375名	318名	923名
うち主任児童委員	49名	39名	35名	32名	28名	23名	63名

	西宮市	尼崎市	明石市	奈良市	和歌山市	合計
委員数	591名	714名	393名	716名	717名	37,690名
うち主任児童委員	31名	20名	28名	86名	80名	3,514名

(7) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

① 概要

近畿厚生局では、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、管内の厚生労働省が所管する対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※対象事業所・・・年間のエネルギー使用量合計が原油換算で 1500k1 以上となる事業所

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	268件	274件	194件

(注) 令和6年度までは再提出分も含めた数

(8) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

① 概要

近畿厚生局では、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、管内の厚生労働省が所管する特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※特定排出者・・・年間の排出量合計が温室効果ガスの種類ごとにCO2換算で3000t以上となる事業所

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
温室効果ガス排出量の報告書の受理	5件	6件	6件

(9) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、管内の府県等からの交付申請書や実績報告書を審査のうえ、交付額の決定、精算額の確定及び財産処分の手続きを行っています。

② 実績（令和7年度）

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担(補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県19市 令和7年度交付決定額 (負担金) 486,092,893円 (補助金) 44,293,217円
原爆被爆者健康診断費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 令和7年度交付決定額 49,537,793円
原爆被爆者手当交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 令和7年度交付決定額 2,972,092,872円
原爆被爆者葬祭料交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 令和7年度交付決定額 124,026,292円

補助金名	交付目的	交付対象等
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県 令和7年度交付決定額 27,540,310,592円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県209市町村 令和7年度交付決定額 376,853,347円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 令和7年度交付決定額 9,684,405,506円
児童入所施設措置費等 国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県118市町村 令和7年度交付決定額 31,789,236,545円
保育所等整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	令和7年度財産処分 8件(うち包括4件)

補助金名	交付目的	交付対象等
就学前教育・保育施設整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的としています。	235件 令和7年度交付決定額 13,359,289,000円 令和7年度財産処分 1件(うち包括1件)
女性支援費国庫負担金及び国庫補助金	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図ること及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 令和7年度交付決定額 (負担金) 195,240,526円 (補助金) 199,489,047円
子どものための教育・保育給付交付金	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。	2府5県 令和7年度交付決定額 255,108,715,899円
子どものための教育・保育給付費補助金	子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としています。	対象なし
子育てのための施設等利用給付交付金	子ども・子育て支援法に基づき、施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的としています。	2府5県 令和7年度交付決定額 8,931,883,716円

補助金名	交付目的	交付対象等
保健衛生施設等施設 ・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	令和7年度交付決定額 (施設) 6件 8,734,000円 (設備) 47件 238,176,000円 令和7年度財産処分 11件(うち包括6件)
子ども・子育て支援 交付金	子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に関する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的としています。	2府5県 令和7年度交付決定額 33,758,226,000円
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	33件 令和7年度交付決定額 1,986,877,000円 令和7年度財産処分 66件(うち包括57件)
地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的としています。	149件 令和7年度交付決定額 1,473,906,000円 令和7年度財産処分 23件(うち包括8件)
次世代育成支援対策 施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	57件 令和7年度交付決定額 2,522,754円 令和7年度財産処分 3件(うち包括1件)
子ども・子育て支援 施設整備交付金	放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的としています。	63件 令和7年度交付決定額 1,366,682,000円 令和7年度財産処分 0件(うち包括0件)

補助金名	交付目的	交付対象等
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	対象なし
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	0件 令和7年度交付決定額 0円 令和7年度財産処分 1件（うち包括0件）
児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	対象なし

(10) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

次の9種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ア 管理栄養士養成施設
- イ 栄養士養成施設
- ウ 社会福祉士学校
- エ 介護福祉士学校
- オ 福祉系大学等（大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認）
- カ 福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）
- キ 介護福祉士実務者学校（実務者研修）
- ク あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ケ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設

② 実績

ア 所管する養成施設等の数及び課程数：123 施設 132 課程（令和7年度末現在）

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	33(33)	33(33)	福祉系高等学校	13(13)	13(13)
栄養士養成施設	17(17)	19(19)	介護福祉士実務者学校	2(2)	3(3)
社会福祉士学校	2(2)	2(3)	あま指師養成施設	2(2)	2(2)
介護福祉士学校	13(15)	12(14)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
福祉系大学等	36(38)	43(46)			

（注1）「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」をいう（以下の「施設の種類」についても同じ）

(注2) 施設数欄と課程数欄の括弧書きは令和6年度末の数

(注3) 令和7年度末における各種養成施設の指定状況一覧は、資料編の96頁～105頁を参照

イ 新規指定（承認）件数：0件（令和7年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	0	介護福祉士学校	0	介護福祉士実務者学校	0
栄養士養成施設	0	福祉系大学等	0	あま指師養成施設	0
社会福祉士学校	0	福祉系高等学校	0	あはき師養成施設	0

ウ 内容変更承認件数：22件（令和7年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	8(7)	福祉系高等学校	0(3)
栄養士養成施設	11(16)	介護福祉士実務者学校	0(0)
社会福祉士学校	1(0)	あま指師養成施設	0(0)
介護福祉士学校	2(4)	あはき師養成施設	0(0)
福祉系大学等	0(0)		

(注) 件数欄の括弧書きは令和6年度の数

エ 内容変更届件数：210件（令和7年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	9(8)	福祉系高等学校	31(26)
栄養士養成施設	16(11)	介護福祉士実務者学校	2(0)
社会福祉士学校	10(14)	あま指師養成施設	6(5)
介護福祉士学校	41(33)	あはき師養成施設	0(0)
福祉系大学等	95(93)		

(注) 件数欄の括弧書きは令和6年度の数

③ 指導状況

ア 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(令和7年度実績：8施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	2(2)	福祉系高等学校	1(2)
栄養士養成施設	2(1)	介護福祉士実務者学校	0(0)
社会福祉士学校	1(1)	あま指師養成施設	0(0)
介護福祉士学校	1(3)	あはき師養成施設	0(0)
福祉系大学等	1(0)		

(注) 件数欄の括弧書きは令和6年度の数

イ 指導件数

指導件数：8件（文書4件、口頭4件）

施設の種類		文書	口頭	施設の種類		文書	口頭
管理栄養士養成施設		2	2	福祉系高等学校		0	0
栄養士養成施設		0	0	介護福祉士実務者学校		0	0
社会福祉士学校		0	1	あはき師養成施設		0	0
介護福祉士学校		1	1				
福祉系大学等		1	0				

ウ 具体的な指導の内容

事項	内 容
変更の承認及び届出に関する事項	事務手続
	<p>< 事 例 > 「校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図」に関して、主務大臣に対し変更の手続きを行わないまま、未承認の教室を使用していたことが判明した。</p> <p>[指導内容] 指定内容に変更がある場合は、変更承認申請書を提出し、事前に承認を得ること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項</p>

事項	内 容
教育に関する事項	教育内容
	<p>< 事 例 > 演習・実習科目（ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習指導）における面接授業を対面ではなく、遠隔で行っていた。</p> <p>[指導内容] 面接授業は、学生数に関わらず、遠隔ではなく対面により確実に実施すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第2号ニ、第4条第2号ロ</p>

事項	内 容
教育に関する事項	教育内容
	<p>< 事 例 > 休講となった授業の補講を実施しておらず、必要な時間数を満たしていなかった。</p> <p>[指導内容] 休講となった場合は、原則補講により学則に規定する授業時間数を確実に実施すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉に関する科目を定める省令第4条第1項第1号</p>

事項	内 容
情報開示に関する事項	情報公開
	<p>< 事 例 > インターネット等において、開示すべき情報の内容が一部開示されていなかった。</p>
	<p>[指導内容] 開示すべき情報の内容は、別表2に定める内容以上であること。情報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。</p> <p>[根拠規定] 「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」別添1 社会福祉士学校の設置及び運営に係る指針11</p>

(11) 各種講習会の登録等業務

① 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

令和7年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が0件（令和6年度1件）、介護教員講習会が2件（令和6年度1件）の提出がありました。

② 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

令和7年度は、社会福祉士実習指導者講習会が7件（令和6年度6件）、介護福祉士実習指導者講習会が17件（令和6年度16件）の提出がありました。

③ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成28年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成28年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったことから、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となりました。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。

令和7年度は、実務者研修教員講習会が7件（令和6年度10件）、医療的ケア教員講習会が40件（令和6年度49件）の提出がありました。

(12) 経営力向上計画の審査・認定業務

① 概要

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画※の認定を受けた中小企業者等は、税制や金融の支援措置等を申請することができます。

近畿厚生局では管内の中小企業者等から申請のあった経営力向上計画の審査・認定業務を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
近畿厚生局管内の認定件数	380件	332件	296件
中国四国厚生局管内の認定件数	165件	130件	
九州厚生局管内の認定件数	174件	143件	
計	719件	605件	296件

(令和7年度より、各地方厚生(支)局において審査等を行うこととなりました。中国四国厚生局、四国厚生支局及び九州厚生局の令和7年度認定件数については、各地方厚生(支)局の事業年報をご参照ください。)

※ 経営力向上計画とは

経営力向上計画とは、人材育成や財務内容の分析、ITの利活用、生産性向上のための設備投資等、中小企業者等の経営力を向上するために実施する計画です。

9 医 事 課

(1) 医師及び歯科医師の臨床研修に関する業務

① 概要

平成 16 年 4 月以降に免許を取得した医師には 2 年以上、平成 18 年 4 月以降に免許を取得した歯科医師には 1 年以上の臨床研修を受けることが、医師法、歯科医師法により、それぞれ義務づけられています。

この臨床研修制度では、「臨床研修は、医師・歯科医師が、医師・歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学・歯科医学及び医療・歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念に則り、医師については都道府県知事が指定した臨床研修病院において、また、歯科医師については大学病院又は厚生労働大臣が指定した臨床研修施設において、各々作成される研修プログラムにより、研修が実施されます。

近畿厚生局では、臨床研修修了登録証の交付に係る業務や、医師の臨床研修費等補助金の交付に係る業務のほか、歯科医師の臨床研修を実施する施設からの各種申請内容等について、関係法令の定める基準に照らして審査を行うとともに、臨床研修施設への実地調査を行っています。

※ 医師の臨床研修に関する業務について

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の施行により、令和 2 年 4 月 1 日から、臨床研修病院の指定権限、定員設定権限等が都道府県に移譲されました。

② 実績

ア 臨床研修修了登録証申請の審査の状況

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
医師	1,910	1,936	1,891
歯科医師	295	315	318

イ 新規指定等の審査の状況

【歯科医師】

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
単独型臨床研修施設の新規指定申請	3 件	6 件	5 件
管理型臨床研修施設の新規指定申請	0 件	1 件	5 件
協力型（Ⅰ）臨床研修施設の新規指定申請	1 件	13 件	5 件
協力型（Ⅱ）臨床研修施設の新規指定申請	4 件	4 件	3 件
臨床研修施設の移転報告	0 件	0 件	0 件
臨床研修プログラムの変更・新設届出	18 件	10 件	18 件

(注) 単独型・・・単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所をいう。

管理型・・・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。

協力型（Ⅰ）・・・他の病院又は診療所と共同して3月以上の臨床研修を行う病院又は診療所（単独型及び管理型を除く）をいう。

協力型（Ⅱ）・・・他の病院又は診療所と共同して5日以上30日以内の臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を及び管理型を除く）をいう。

ウ 実地調査の実施状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歯科医師臨床研修施設	9件	12件	11件

③ 歯科医師臨床研修病院等府県別指定状況（令和8年3月31日現在）
指定病院等数

		歯科医師 臨床研修施設 （ 単独型かつ管理型の 施設は管理型に計上 ）		
		単独型	管理型	計
福井県	令和5年度	0	3	3
	令和6年度	0	3	3
	令和7年度	0	3	3
滋賀県	令和5年度	3	3	6
	令和6年度	4	3	7
	令和7年度	5	3	8
京都府	令和5年度	7	3	10
	令和6年度	7	4	11
	令和7年度	6	5	11
大阪府	令和5年度	14	10	24
	令和6年度	20	10	30
	令和7年度	22	11	33
兵庫県	令和5年度	11	8	19
	令和6年度	12	8	20
	令和7年度	8	11	19
奈良県	令和5年度	1	0	1
	令和6年度	1	0	1
	令和7年度	2	0	2
和歌山県	令和5年度	3	0	3
	令和6年度	3	0	3
	令和7年度	3	0	3
合計	令和5年度	39	27	66
	令和6年度	47	28	75
	令和7年度	46	33	79

(2) 看護師の特定行為研修に関する業務

① 概要

少子高齢化が加速する中で、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、実践経験のある看護師が厚生労働大臣の指定した指定研修機関の研修を受講することにより、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である特定行為（※）を行うことができるようになりました。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定申請や変更の申請・届出を行った施設の研修計画の内容や設備、人員等について、関係法令の定める基準に照らして審査しています。また、看護師の特定行為研修制度に関する周知活動などを実施しています。

※ 特定行為とは

診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる次頁の表「特定行為区分と特定行為と領域別パッケージ」のとおり21区分38行為と定められています。

また、特定行為研修は、区分ごとに受講するよう定められているところ、領域別パッケージ研修では、各領域において一般的な患者の状態を想定し、特定の領域において実施頻度が高い特定行為をまとめています。

② 実績

新規指定等の審査の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規指定申請	7件	3件	11件
指定取消申請	0件	1件	1件

③ 府県別の特定行為研修施設の指定状況（令和8年3月31日現在）

指定施設数（厚生労働省が指定する施設）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福井県	3件	3件	3件
滋賀県	1件	1件	2件
京都府	12件	12件	13件
大阪府	35件	35件	44件
兵庫県	13件	15件	14件
奈良県	3件	3件	3件
和歌山県	2件	2件	2件
合計	69件	71件	81件

特定行為区分と特定行為と領域別パッケージ

特定行為区分	特定行為	区分単位 (時間)	領域別パッケージ (時間)					
			在宅	外科術後	麻酔	救急	外科基本 集中治療	
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9	9	9	9	9	9	
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	29	17	17	17	29	23	
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器から離脱		8	8	8	8	8	
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換 一時的パースメーカーの操作及び管理 一時的パースメーカーの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内/カテーテル/バルーン/ポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	8	8	8	8	8	8	
循環器関連	心室ドレーンの抜去	8	8	8	8	8	8	
心室ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更	13	13	13	13	13	13	
胸腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーンの抜去	13	13	13	13	13	13	
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む)	8	8	8	8	8	8	
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうポタンの交換	22	16	16	16	16	16	
泌尿器管理関連	膀胱カテーテルの交換	7	7	7	7	7	7	
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去	7	7	7	7	7	7	
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	8	8	8	8	8	8	
創傷管理関連	褥 (じょ) 瘡 (そう) 又は慢性創傷の治療における血流の悪い壊死組織の除去	34	26	26	26	26	26	
創傷管理関連	創傷に対する陰圧閉鎖療法	5	5	5	5	5	5	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	5	5	5	5	5	5	
動脈血ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	13	9	9	13	9	9	
透析管理関連	機動動脈穿刺法の確保	11	11	11	11	11	11	
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	16	11	11	11	11	11	
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カリウム輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正	29	11	11	11	11	11	
感染に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正	16	11	11	11	11	11	
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	感染兆候がある者に対する薬剤の臨時の投与	29	11	11	11	11	11	
術後疼痛管理関連	インスリンの投与量の調整	16	8	8	8	8	8	
循環動態に係る薬剤投与関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	8	8	8	8	8	8	
	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	28	16	16	16	16	20	
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	28	16	16	16	16	20	
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	28	16	16	16	16	20	
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	28	16	16	16	16	20	
精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整 抗けいれん剤の臨時の投与 抗精神病薬の臨時の投与	26	14	14	14	14	14	
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗不安薬の臨時の投与 抗痙攣その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	17	14	14	14	14	14	
合計時間数 (共通科目 + 区分別科目) 【時間】	区分別科目合計時間数	335	61	119	70	76	95	76
合計時間数 (共通科目 + 区分別科目) 【時間】	合計時間数 (共通科目 + 区分別科目) 【時間】	585時間 +各5症例	311時間 +各5症例	369時間 +各5症例	320時間 +各5症例	326時間 +各5症例	345時間 +各5症例	326時間 +各5症例
合計行為数	合計行為数	38	4	15	8	9	7	10

(3) 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

① 概要

国民が安心して医療を受けることができるためには、医療の質と安全性の向上が求められています。

近畿厚生局では、医療安全の推進のため、管内病院の医療安全担当者等を対象に、医療安全に関する知識の習得や取組の支援を目的としてワークショップ等を開催しています。

② 実績

ア ワークショップ

開催年度 (開催日)	参加者数	テーマ	開催形式
令和5年度 (R5.12.1)	40名	境界を越えて協働する	ワークショップ (対面)
令和6年度 (R6.11.1)	39名	境界を越えて多職種と協働する	ワークショップ (対面)
令和7年度 (R7.11.14)	38名	境界を越えて協働する ～病院間でつながることから始める 新たな一歩～	ワークショップ (対面)

イ オンデマンド配信

令和7年度は、令和7年12月16日～令和8年1月31日の間に、近畿厚生局YouTubeチャンネルでオンデマンド配信を実施しました。

タイトル	視聴対象者
令和7年度 医療安全に関するワークショップ	令和7年度のワークショップ申込者限定
院内事故調査とセンター調査を経験して－患者遺族の立場から－ 医療事故に遭遇した患者遺族と医療者の経験から－当事者双方が考える事故対応と精神的支援－	
医療機関内部での重大事象の把握と対応	医療安全に関心のある方等

(4) 再生医療等の推進と安全性の確保に関する業務

① 概要

再生医療は、これまで有効な治療法がなかった疾患の治療ができるようになる可能性があるという国民の期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性を確保しつつ迅速に提供する必要があります。

このため、平成26年11月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(※)

が施行され、再生医療等の安全性の確保に関する手続きや細胞培養加工の外部委託のルール等が定められました。さらに、法施行後の医療技術の変化等に対応するため、細胞加工物を用いない遺伝子治療等についても法の対象とする等の法改正が令和7年5月に行われました。

近畿厚生局では、当該法律に係る手続き及び手続きに係る相談業務を行っています。

※ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律とは

再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種」「第2種」「第3種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の提出等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物の製造の許可・認定・届出等の制度等を定めた法律です。

② 実績

ア 登録件数

	再生医療等 提供計画	特定細胞加工 物等製造施設	合 計
令和5年度	184	64	248
令和6年度	215	55	270
令和7年度	283	60	343

イ 定期報告件数

	再生医療等 提供計画	特定細胞加工 物等製造施設	合 計
令和5年度	887	569	1,456
令和6年度	954	574	1,528
令和7年度	1,094	562	1,656

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療に関する業務

① 概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(医療観察法)は、心神喪失又は心神耗弱の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度です。

近畿厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関(※)への移送を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医(精神保健審判員)、必要に応じて精神保健福祉の専門家(精神保健参与員)で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者の名簿の作成などを行っています。

※ 指定入院医療機関とは

指定入院医療機関とは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療観察法による入院処遇を担当させるため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

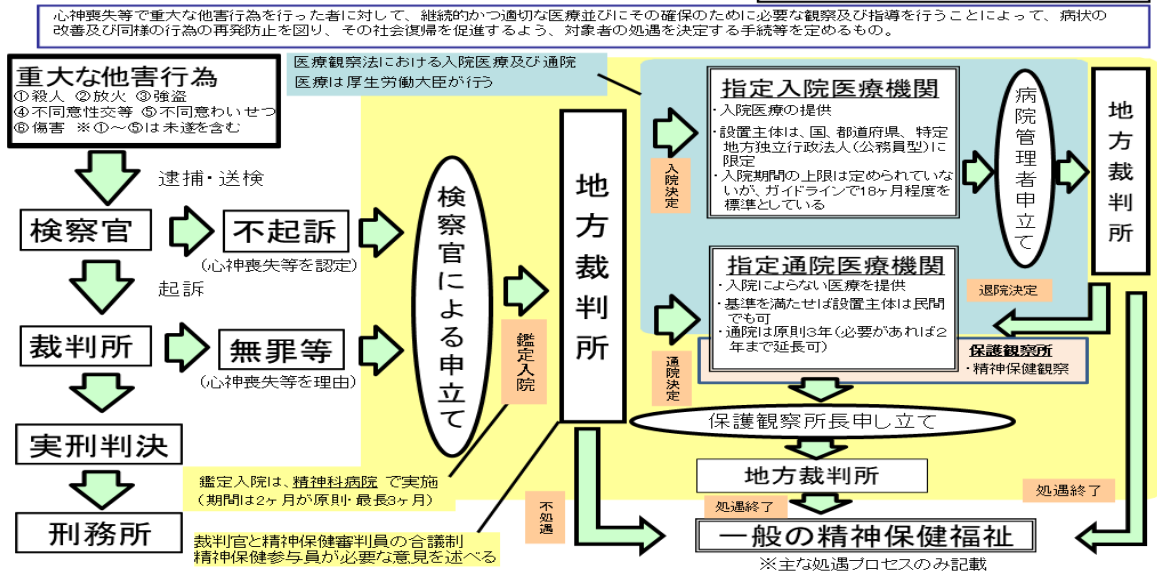
② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定医療機関の指定	31件	44件	31件
指定入院医療機関の選定(移送)	37件	33件	33件
精神保健判定医の登録	149件	150件	145件
精神保健参与員の登録	110件	108件	101件
診療報酬請求の審査・支払	3,552件	3,356件	3,963件

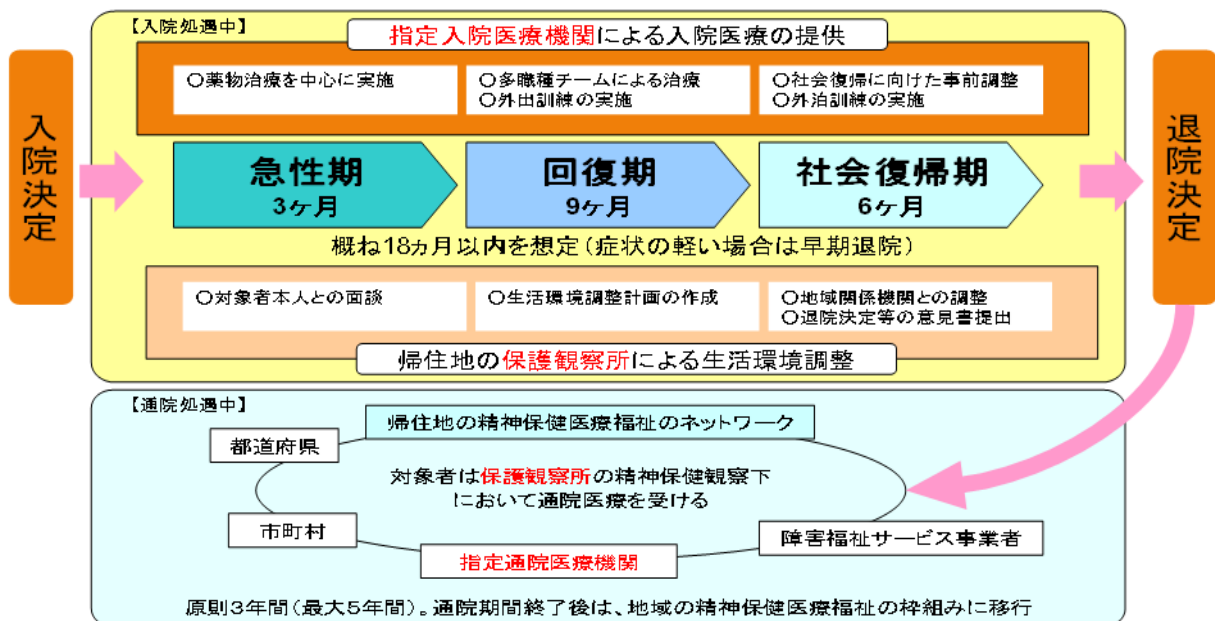
<医療観察法の仕組み>

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）の仕組み

（制度は、法務省・厚生労働省共管）平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行



<医療観察法に基づく入院から社会復帰の流れ>



(6) 行政処分を受けた医師及び歯科医師に対する再教育研修に関する業務

① 概要

医師法及び歯科医師法の一部改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）に伴い、国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対し、職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適性に応じた医療の提供を促すため、再教育の受講を義務付けています。

近畿厚生局では、1 年以上の医業又は歯科医業の停止の行政処分を受けた者を対象とする再教育研修（個別研修）に関する業務として、研修における進捗状況の把握、助言指導者の指名、個別研修計画書の受理、研修修了報告書の受理等を行っています。

② 実績

ア 個別研修対象者

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
業務停止 1 年～2 年未満	医師	1 名	2 名	0 名
	歯科医師	2 名	0 名	0 名
業務停止 2 年以上	医師	0 名	0 名	1 名
	歯科医師	0 名	1 名	0 名

イ 個別研修状況

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
個別研修計画書受理通知交付	医師	3 件	1 件	1 件
	歯科医師	1 件	2 件	1 件
個別研修修了証書交付	医師	2 件	1 件	3 件
	歯科医師	0 件	2 件	2 件

(7) 臨床研究法に関する業務

① 概要

医薬品等を人に対して用いることにより、その医薬品等の有効性・安全性を明らかにする臨床研究を法律の対象とすることとし、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定める「臨床研究法」が平成 29 年 4 月 14 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

近畿厚生局では、特定臨床研究を実施しようとする研究者から提出された実施計画等の受理、認定臨床研究審査委員会の認定等のための審査業務や監督に関する業務等を行っています。

② 実績

ア 実施計画の審査状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施計画（新規）	61件	80件	68件
実施計画（変更）	384件	397件	401件
実施計画（軽微変更）	398件	413件	403件
実施計画（研究中止）	4件	3件	6件
実施計画（研究終了）	70件	69件	67件

イ 管内の指定状況（令和8年3月31日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定臨床研究審査委員会	14	14	15

（8）災害時における医療の確保の支援に関する業務

① 概要

頻発、多様化する災害への対応等のため、近畿厚生局では、厚生労働省と連携を図りながら、厚生労働省と府県との間の円滑な連絡・情報共有に向けた業務や府県に対する支援業務や災害拠点病院の調査（視察）等を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
災害拠点病院の調査（視察） 件数	8件	10件	7件

（9）医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務

① 概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定する仕組が創設され、令和2年4月1日に施行されました。

近畿厚生局では、当該認定に係る手続及び手続に係る相談業務を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医師少数区域経験認定医師	12件	25件	51件

(10) 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

① 概要

地域医療構想は、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするものです。

都道府県では、各地域における 2025 年の医療需要と病床の必要量について、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに推計し、地域医療構想として策定してきたところです。

これまで、都道府県において当該地域医療構想に基づく取組みが進められてきましたが、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者の増加と生産年齢人口の減少が更に進む 2040 年とその先を見据え、今後は「新たな地域医療構想」として、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制の構築を目指します。

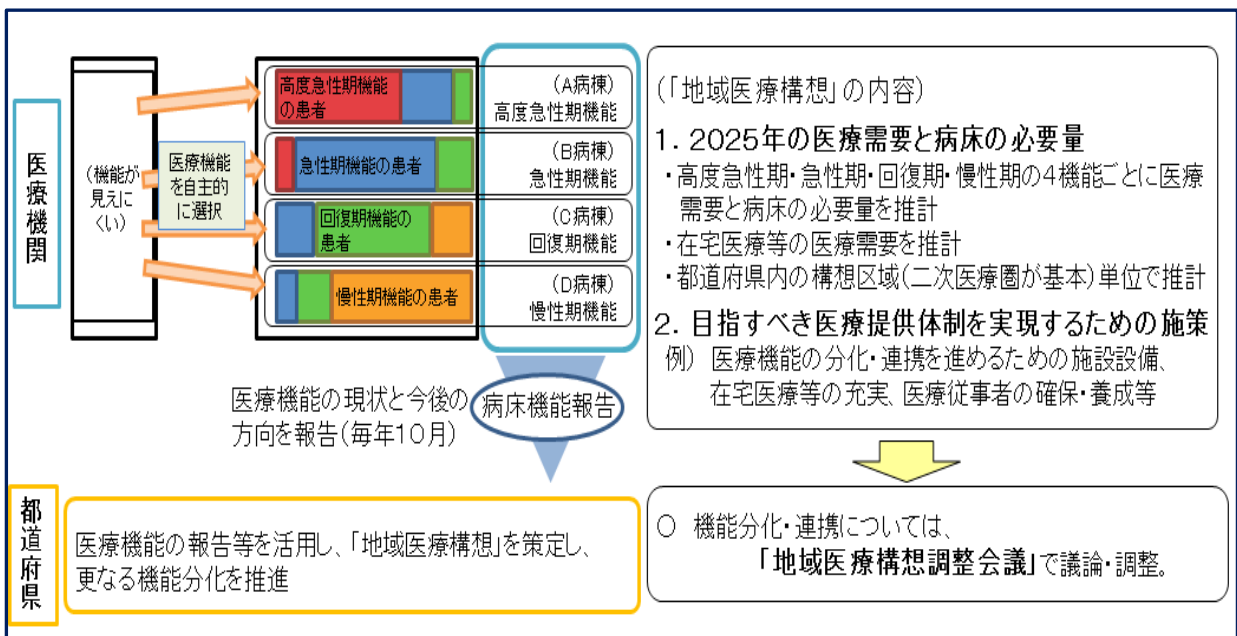
令和 7 年度には厚生労働省本省にて新たな地域医療構想及び医師確保計画の見直し等について検討を行う「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」が開催されました。

今後は、令和 8 年度から順次、都道府県において地域医療構想の策定に向けた取組みが進められ、令和 9 年度から順次、新たな地域医療構想の取組みが都道府県の状況に応じて開始される予定です。

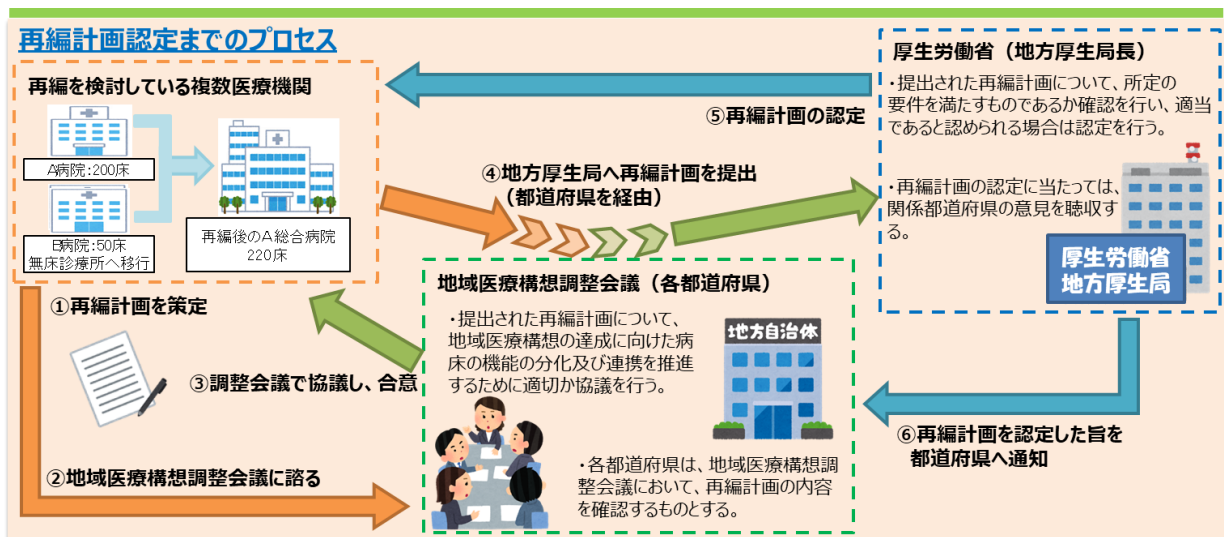
近畿厚生局では、各構想区域における議論の状況等に関する情報の収集・整理を行うとともに、厚生労働省医政局と重点的な支援の必要性が高い区域の関係者との間の円滑な連絡・情報共有に係る調整を行うなど、地域医療構想の達成に向けた取組みの推進に関する業務を行っています。

また、令和 4 年 10 月 1 日からは、医療機関の開設者が地域医療構想の達成のため策定する 2 以上の医療機関の再編の事業に関する計画（再編計画）の認定及び当該再編計画に基づき取得した不動産（土地、建物）に係る登録免許税の軽減措置を受けるための証明書（租税特別措置法適用証明書）の発行を行っています。

地域医療構想について



再編計画の認定について



② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
租税特別措置法適用証明申請	0件	0件	0件

10 薬事監視指導課

(1) 医薬品等の製造業許認可業務

① 概要

近畿厚生局では、管轄地域において厚生労働大臣の指定する医薬品等^{*}を製造する企業の製造業許可に関する業務を行っています。

※ 厚生労働大臣の指定する医薬品等とは、以下のとおりです。

- ・ 生物学的製剤（体外診断薬を除く）
- ・ 放射性医薬品
- ・ 国家検定医薬品
- ・ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- ・ 細胞培養技術応用医薬品
- ・ 細胞組織医薬品
- ・ 特定生物由来製品医薬品
- ・ 再生医療等製品

② 実績（管轄地域における施設数）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度当初の許可施設数	30	29	33
業許可施設数（新規）	1	4	5
業許可施設数（廃止）	2	0	0
年度末の許可施設数	29	33	38

(2) 医薬品等の輸入監視業務

① 概要

近畿厚生局では、承認等を受けていない医薬品等が違法に国内流入することを未然に防止するため、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関、沖縄税関の管轄区域内で輸入される医薬品等の輸入監視業務を行っています。

承認等を受けていない医薬品等を輸入する場合は、医薬品医療機器等法に基づき輸入確認の申請を求めており、販売など国内流通しないことが確認できた申請に対して輸入確認証を発給しています。

② 実績

ア 輸入確認証の発給件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医薬品	40,200件	60,230件	58,020件
医薬部外品	238件	489件	391件
化粧品	368件	627件	778件
医療機器	14,169件	22,963件	24,125件
体外診断用医薬品	146件	151件	195件
再生医療等製品	10件	16件	13件
毒物・劇物	527件	630件	577件
合計	55,658件	85,106件	84,099件

イ 相談件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	31,540件	32,761件	32,131件

11 食 品 衛 生 課

(1) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく「登録検査機関」とは、食品衛生法第 25 条の規定による製品検査や同法第 26 条の規定により国又は都道府県、指定都市、若しくは中核市が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当しており、厚生労働省令で定める技術上の基準（G L P : Good Laboratory Practice）に基づき、登録を受けた検査機関が検査を適正に実施しているかを立入検査により確認を行っています。

② 所管する施設数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

管内に本部がある検査機関 13 機関
検査施設 23 施設

③ 実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
登録検査機関の検査施設への立入検査、現地調査	25 件	25 件	26 件

(2) 食中毒に係る調整事務

① 概要

近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働省本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）と共同で立入調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省本省との間の連絡調整を行うこととされています。

このほか、平成 30 年に改正された食品衛生法の一部施行により、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大防止を目的とした、近畿厚生局及び府県自治体を構成員とする近畿広域連携協議会が平成 31 年 4 月に設置されました。

② 実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
都道府県等からの食中毒速報等の収集	44 件	50 件	50 件

(3) EU向け及び米国向け輸出水産食品認定施設の査察等

① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証するため、施設の認定を行っています。

この認定に係る手続きは、都道府県等が行っていましたが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月からは、地方厚生局が認定を行うことになりました。

厚生局では、施設の認定のほか、定期的に職員を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績

ア EU向け輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：5施設（令和8年3月31日現在）

(イ) 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定施設への査察	10件	10件	10件

イ 米国向け輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：2施設（令和8年3月31日現在）

(イ) 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定施設への査察	2件	2件	2件

(4) 輸出水産食品取扱施設の認定及び衛生証明書の発行等

①（中国向け）

ア 概要

中国に輸出する水産食品については、最終加工施設等の認定及び衛生証明書の添付が求められており、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月からは、施設の認定を地方厚生局が行うことになりました。衛生証明書の発行については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

なお、令和5年8月24日、中国海関総署は、原産地が日本である水産物（食用水産動物を含む。）の輸入を全面的に一時停止すると発表しました。その後、令和7年5月30日に日中政府間で再開手続き開始の合意がなされ、これに伴って輸出再開に必要な再登録手続きが開始されましたが、再度中国から輸入停止の通告を受けています。

そのため、当面の間、中国向け水産物（食用水産動物を含む。）に関する衛生証明書の発行は停止していますが、輸出施設の再登録手続きは継続して行っています。

イ 実績(一元的な輸出証明書発給システム含む(令和4年度～))

(中国向け)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱施設の認定	0件	0件	0件
衛生証明書の発行	1,466件	0件	0件
認定施設への査察	8件	0件	0件

② (韓国向け)

ア 概要

韓国に輸出する冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の認定及び衛生証明書の添付が求められています。

認定施設になるためには、認定要件を満たす書類を添付して地方厚生局に申請し、厚生労働省を通じて韓国政府に認定される必要があります。

厚生局では、施設の認定及び衛生証明書の発行等を平成25年2月から実施しています。

イ 実績(一元的な輸出証明書発給システム含む(令和4年度～))

(韓国向け)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱施設の認定	1件	0件	0件
衛生証明書の発行	4件	1件	0件

③ (ブラジル向け)

ア 概要

ブラジルに輸出する水産食品については、平成21年2月から衛生証明書の添付が求められています。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月からは、施設認定手続、認定施設の定期確認および衛生証明書の発行を地方厚生局が行うことになりました。

イ 実績(一元的な輸出証明書発給システム含む(令和4年度～))

(ブラジル向け)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱施設の認定	0件	0件	0件
衛生証明書の発行	0件	0件	0件
認定施設への査察	3件	3件	3件

(5) 輸出食肉処理場等に係る認定施設の査察

① 概要

食肉及びその加工品の輸出は、輸出食肉処理場等が相手国政府の定める衛生要件に適合することの認定を取得することが求められています。

厚生局では、定期的に職員を認定施設に派遣し、査察を実施しています。

② 実績（1施設で複数国の認定取得の場合、それぞれの国の要綱に求められる回数で重複計上しています）

ア 米国向け輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：2施設（令和8年3月31日現在）

(イ) 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定施設への査察	24件	24件	12件

イ EU向け輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：4施設（令和8年3月31日現在）

(イ) 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定施設への査察	27件	27件	15件

ウ シンガポール向け輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：7施設（令和8年3月31日現在）

(イ) 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定施設への査察	4件	4件	6件

エ 台湾向け輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：8施設（令和8年3月31日現在）

(イ) 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定施設への査察	5件	6件	6件

(6) 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制、食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

① 概要

食品として販売されるものの広告や表示等においては、健康保持増進効果に関して、著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示を行うことが禁止されています。

虚偽誇大広告等の表示に関し、必要と認めた場合の食品製造施設等への立入及び収去の権限については消費者庁長官から地方厚生局長に委任されています。

なお、違反事例への勧告、命令に関しては、都道府県等がその権限を有しています。

厚生局では、消費者庁や都道府県等と連携を図りながら事業者へ指導等を行っています。

また、厚生労働省においては、新たに制定された食品安全基本法と改正食品衛生法の施行に伴い、食品安全に関する行政課題についてリスク分析手法による対応が図られていますが、その一環として、平成15年から、内閣府（食品安全委員会）、農林水産省との連携を図りながら、消費者や関係事業者を中心とした意見交換会（リスクコミュニケーション）の取組が進められているところです。

地方厚生局におけるリスクコミュニケーションは、平成17年3月18日に開催された全国厚生労働関係部局長会議において、「消費者等情報提供事業」として、本省からの依頼・指示に応じて、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを実施することとされました。

② 実績

ア 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等に規制

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
都道府県等及び事業者からの相談	0件	0件	0件

イ 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
近畿厚生局開催分	0件	1件	0件

(7) HACCP（※）の普及推進

① 概要

自治体からの要請に応じ、研修会や説明会に講師を派遣し、その普及推進に努めています。

（※）HACCP（ハサップ）とは、食品の原料受入から製造・出荷までの全ての工程において発生する恐れのある危害を分析し、これを除去できる重要な工程を連続的に監視することにより、危害の発生を未然に防ぎ、製品の安全を確保する衛生管理の手法のこと。

12 地域包括ケア推進課

管内2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）及び関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築、深化に向けた取組を推進しています。

（1）広域的な視点で行う自治体支援

① 府県及び市町村職員向けセミナー等

ア 概要

府県及び市町村に対する地域包括ケアシステム構築、深化に係る支援の一環として、近畿管内の自治体職員に対する初任者向けのセミナー等を開催しています。

イ 実績

	開催日・場所	対象者	参加人数
近畿ブロック地域包括ケア推進セミナー	6/30（ハイブリッド）近畿厚生局第2庁舎（大江ビル8階会議室）	自治体職員等	729名（会場21名、Web708名）

② 府県、市町村担当者会議等

ア 概要

テーマに応じて、外部有識者の方々に出席をいただき、管内府県担当者等との地域包括ケアの推進に係る意見交換会等を開催しています。

イ 実績

	開催日・場所	対象者	参加人数等
近畿ブロック認知症施策会議	10/2（オンライン）	市町村、府県担当者	市町村：159名 府県：19名
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る意見交換会	1/9（オンライン）	市町村、府県、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険団体連合会担当者	市町村：293名 府県・広域連合・国保連：67名

③ 近畿厚生局地域包括ケア推進本部

ア 概要

近畿管内における地域包括ケアシステム構築推進のため、近畿厚生局内における横断的なメンバーにより構成した近畿厚生局地域包括ケア推進本部を設置し、府県及び市町村支援等について検討しています。

イ 実績

〈近畿厚生局地域包括ケア推進本部会議〉
半期毎の開催と書面による中間報告

(2) 地域の実情に応じた自治体支援

① 交付金等の交付

ア 概要

地域支援事業交付金(※1)について、適切な執行となるよう、事前協議、交付申請、実績報告、再確定等についてのとりまとめを行っています。

また、地域医療介護総合確保基金(※2)についても、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量(所要額)に係る調査等により、近畿管内の府県における実施状況や課題等を把握し、適切な基金事業運営の確保を行っています。

加えて、令和3年度から、後期高齢者医療特別調整交付金(※3)についても、交付申請、ヒアリングを行っています。

※1 地域支援事業及び地域支援事業交付金

地域支援事業は、市町村において、高齢者の介護予防、社会参加、地域における自立生活の支援を目的として、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する事業。

地域支援事業交付金は、市町村において地域支援事業を行うための経費にかかる交付金。

※2 地域医療介護総合確保基金

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成26年度から消費税増収分を活用して各都道府県に設置した財政支援制度。支援対象は、医療機関の施設・設備整備、介護施設等の整備、医療従事者及び介護従事者の確保等に関する事業。地方厚生局においては令和3年度から介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する事業の交付決定を行っています。

※3 後期高齢者医療特別調整交付金

令和3年度から、後期高齢者広域連合から委託を受けた市町村が、事業の企画・調整等を担当する医療専門職と地域を担当する医療専門職を配置し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業。

イ 実績

〈地域支援事業交付金〉

交付決定にかかる事前協議書のとりまとめ

交付申請書(変更交付申請書含む)のとりまとめ

実績報告書(再確定含む)のとりまとめ

	保険者数	交付決定額
令和5年度	212	27,402,522,656円
令和6年度	214	28,483,275,449円
令和7年度	214	26,738,062,421円

〈地域医療介護総合確保基金(介護施設等整備分・介護従事者確保分)〉

基金の執行状況及び事業量の調査とりまとめ

交付申請書のとりまとめ

実績報告書のとりまとめ

	交付決定額
令和5年度	6,289,412,000円
令和6年度	5,873,931,000円
令和7年度	5,964,340,000円

〈後期高齢者医療特別調整交付金〉
 交付申請書のとりまとめ
 市町村に対するヒアリングの実施

② 介護保険事業（支援）計画の進捗状況等の把握、助言及び支援

ア 概要

市町村及び府県において策定された介護保険事業（支援）計画の進捗管理について必要な助言等を行っています。

イ 実績

府県に対するヒアリング実施

③ 地域包括ケアに関する情報提供

在宅医療・介護連携を推進するため、保険医療機関等が当局に届出をしている診療報酬の施設基準等に係るデータを近畿管内府県に提供しています。

④ 地域づくり加速化事業等の伴走的支援等

ア 概要

管内市町村が取り組んでいる介護予防・日常生活支援総合事業（※4）等について、厚生労働本省及び府県と連携し、個別の市町村の実情に応じた伴走的支援や、地域づくりの促進のためのブロック別研修などを行いました。

イ 実績

〈伴走的支援（※5）〉

	対象市町村数	実施回数
令和5年度	10件	各市町村×3回程度
令和6年度	5件	各市町村×3回程度
令和7年度	4件	各市町村×3回程度

※ 対象市町村数は、地域づくり加速化事業及び同事業と同様の伴走的支援を行った実績の合計

〈ブロック別研修〉

	回数	実施日
令和5年度	1回	2/16
令和6年度	2回	7/23、3/3
令和7年度	1回	2/10

〈報告会（全国）〉

	回数	実施日
令和5年度	1回	3/4、3/5、3/8
令和6年度	1回	3/6～3/7
令和7年度	1回	3/4、3/6

※4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護保険の地域支援事業のうち、要支援者等の多様なニーズに対して、多様なサービスを提供する事業。市町村が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等の実施を目指しています。

※5 伴走的支援

アドバイザー、厚生労働省（本省、厚生局職員）や府県職員が支援を要する市町村に赴き、市町村職員や関係者と共に現状や課題を確認し、その解決に向けた検討を行うことで、地域づくりの後押しをする取組。

⑤ 老人保健健康増進等事業（補助事業）

市町村個別支援の評価分析及び支援体制の強化に関する事業

事業者：株式会社日本能率協会総合研究所

（3）普及啓発活動

① 医育機関等における普及啓発

ア 概要

大学医学部、病院等において、担当官による地域包括ケアに関する講演を実施しています。

イ 実績

	講演数
令和5年度	4回
令和6年度	4回
令和7年度	3回

② 認知症に関する普及啓発

ア 概要

認知症への理解を深めるため、当局の職員等を対象に、認知症サポーター養成講座を実施しています。

イ 実績

	受講者数
令和5年度	37名（1回）
令和6年度	68名（2回）
令和7年度	50名（2回）

※（ ）については、当講座の開催数

(4) 国の機関との連携

① 近畿地域包括ケア等推進関係省庁連絡会

ア 概要

地域包括ケアシステムの構築及び発展に資することを目的として、近畿管内の国の地方出先機関相互において、協議、情報交換等を通じ地域の施策事情等について意見交換し相互理解を深めるとともに、多方面にわたり有益な連携をすすめるため、総務省近畿総合通信局、経済産業省近畿経済産業局、国土交通省近畿地方整備局・近畿運輸局、農林水産省近畿農政局、環境省近畿地方環境事務所が構成機関として参画し、連絡会を開催しています。

イ 実績

	開催回数
令和5年度	1回
令和6年度	1回
令和7年度	1回

② 国の地方出先機関等と連携したセミナー等

ア 概要

近畿管内における地域包括ケアシステム構築の推進を図るため、近畿管内の国の地方出先機関と連携し、セミナー等に参画しています。

イ 実績

	開催日・場所	対象者	連携した地方出先機関
デジタル関連施策の合同説明会	10/6(ハイブリッド)	地方公共団体及び企業等	近畿総合通信局
まちづくり・地域づくりに関するフォーラム((2)⑤の事業の一環として実施)	11/18(ハイブリッド)	まちづくり・地域づくりにかかわる自治体職員をはじめとする幅広い関係者	近畿経済産業局
関西 SDGs プラットフォーム「ローカル SDGs・脱炭素分科会」	11/28(ハイブリッド)	地方自治体職員、社会課題解決に取り組む企業、NPO、大学関係者、個人	近畿地方環境事務所

そのほか、次の会議等に参画、参加しています。

- ・未来技術社会実装事業（河内長野市）（内閣府地方創生推進事務局）
- ・農福連携等地域別交流会（近畿農政局）
- ・住宅セーフティネット制度の普及促進に向けた市区町村キャラバン（近畿地方整備局）

13 保 険 課

(1) 健康保険組合の行う業務についての指導及び監査

① 概要

健康保険組合は、国の健康保険事業を代行することを目的として、事業主及びその事業所に使用される者等を組合員として組織された、健康保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人です。

そのため、健康保険組合では、健康保険法をはじめとする法令、通知、健康保険組合規約・規程に基づいて事業運営を行っています。

近畿厚生局では、健康保険組合から申請があった、規約変更等の認可や届出書等の受理及び審査、厚生労働大臣へ提出される書類の審査等の業務のほか、健康保険組合の適正な予算編成のために説明会等を開催しています。

また、健康保険組合における事業運営状況について、検査、指導等を行うことを目的として、管内の健康保険組合に対する実地指導監査を実施しています。

実地指導監査においては、総合監査はもとより、財政状況が悪化している健康保険組合に対しては、健全財政の維持を図る観点から指導を実施し、ひとりあたりの医療費が高額となっている健康保険組合に対しては、医療費の適正化に重点を置いた指導を実施するなど、それぞれの健康保険組合の事業運営状況に添った実地指導監査を行っています。

② 実績

ア 所管する健康保険組合数

	単 一	連 合	総 合	総 数
令和5年度末	204組合	7組合	55組合	266組合
令和6年度末	204組合	7組合	55組合	266組合
令和7年度末	204組合	7組合	54組合	265組合

イ 各申請書等の処理件数

	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	厚生労働大臣への提出書類	公法人証明・印鑑証明等
令和5年度	296件	696件	3206件	325件
令和6年度	348件	712件	3195件	367件
令和7年度	324件	803件	3205件	403件

ウ 実地指導監査の実施件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実地指導監査	54組合	54組合	54組合

(2) 全国健康保険協会支部の行う業務の認可及び検査

① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、健康保険組合に加入していない事業所の事業主及びその事業所に使用される者等に係る健康保健事業を行う組織として健康保険法により設置された法人です。

また、全国健康保険協会は、加入者に対する保険給付の適正な支給決定のため、法令に基づき、必要に応じて事業主に対する立入検査を実施しています。

近畿厚生局では、全国健康保険協会が、法令に基づき行う事業主への立入検査等について認可を行っており、その認可有効期間の満了時には、全国健康保険協会の支部から立入検査等の実施結果の報告を受け、立入検査等が適正に実施されたことを確認しています。

また、各府県に設置されている全国健康保険協会の支部について、会計事務及び個人情報情報の取扱をはじめ、業務全般の事故防止を図る観点から、事業運営が適正に実施されていることを検査するため、管内の全国健康保険協会支部に対する立入検査を行っています。

② 実績

ア 全国健康保険協会が行う立入検査等の認可件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可件数	2件	2件	5件

イ 全国健康保険協会が行う立入検査等の実施結果報告の受理・確認件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受理・確認件数	3件	2件	3件

ウ 近畿厚生局が全国健康保険協会に行う立入検査の実施件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
立入検査	2支部	3支部	2支部

14 企業年金課

(1) 確定拠出年金に関する業務

① 概要

確定拠出年金は、事業主が拠出した資金（又、併せて従業員が自ら拠出することも可能。）を、従業員が自らの責任において運用の指図を行い、老後にその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための年金制度として平成13年10月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型（iDeCo）」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

② 実績

ア 規約承認件数（各年度末時点）

	規約承認総件数	新規承認件数
令和5年度	1,196 件	37 件
令和6年度	1,218 件	37 件
令和7年度	1,236 件	32 件

(注) 新規承認件数は、規約承認総件数の内数

イ 各申請書等の受付件数

	規約承認申請書	規約変更承認申請書等	規約変更届出書等
令和5年度	25 件	353 件	2,823 件
令和6年度	35 件	551 件	3,405 件
令和7年度	34 件	396 件	3,627 件

(2) 確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている制度として平成14年4月に導入されました。この制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において、年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書及び規約変更届出書等にかかる受理、承認、認可及び厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認・認可件数（各年度末時点）

	規約承認（規約型）及び 認可（基金型）総件数	当年度中の新規規約承認 及び新規認可件数
令和5年度	2,293 件	8 件
令和6年度	2,255 件	15 件
令和7年度	2,245 件	9 件

(注) 当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数。

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ 提出する書類	規約変更認 可申請書等	規約変更 届出書等	公法人証明、 印鑑証明
令和5年度	317 件	98 件	3,808 件	81 件
令和6年度	355 件	130 件	3,524 件	90 件
令和7年度	361 件	107 件	3,217 件	82 件

② 指導監督

ア 概要

平成 22 年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して監査を始めました。監査には、書面による監査と実地による監査があり、書面による監査は、監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行うこととしています。

また、総合型の企業年金基金（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同して実施する確定給付企業年金）に対しては、実施計画を策定のうへ、定期的に実地による監査を実施しています。

なお、監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しています。

イ 実績

	書 面 監 査		実 地 監 査	
	(基 金)	(事 業 主)	(基 金)	(事 業 主)
令和5年度	7 基金	132 事業主	6 基金	0 事業主
令和6年度	13 基金	171 事業主	7 基金	0 事業主
令和7年度	0 基金	160 事業主	6 基金	0 事業主

15 管 理 課

(1) 医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所の所掌事務に関する総合調整等

○ 概要及び実績

管理課は、医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所が所掌する保険医療機関等の療養担当者に対する指導・監査等の業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等を行っています。

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

医療法人が特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、特定医療法人承認申請時及び各事業年度に、租税特別措置法の規定に基づく厚生労働大臣の証明書を、所轄税務署を経由して国税庁に提出することとされています。

近畿厚生局では、医療法人が一定の基準（租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
証明書の交付件数	49件	47件	48件

(3) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

無料または低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。（法人税法施行令第5条第1項第29号ヲまたはヨ）

近畿厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるための一定の要件（法人税法施行規則第5条第6号または第6条第4号及び第7号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
証明書の交付件数	20件	19件	20件

(4) 国民健康保険の保険者等の指導

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、助言・指導監督を行っています。

② 実績（令和7年度）

9月から12月までの間、管内の7府県及び対象市町に対して実地により実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、健診受診率の向上等による保健事業の充実等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

<府県及び対象市町等：7府県、7市町>

- ・福井県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・南越前町
- ・守山市
- ・八幡市
- ・門真市
- ・明石市
- ・田原本町
- ・新宮市

（令和5年度：7府県、7市町、5国保連合会）

（令和6年度：7府県、7市町）

（5）後期高齢者医療制度の運営主体等の指導

① 概要

後期高齢者医療制度の運営主体等に対し、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的運営の確保を図り、財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、助言・指導監督を行っています。

② 実績（令和7年度）

9月から12月までの間、管内の7府県及び対象市町等に対して実地又は書面により実施し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けての取り組み状況及び支援等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

<府県及び対象市町等：7府県、7広域連合、7市町、6国保連合会>

- ・福井県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・福井県後期高齢者医療広域連合
- ・滋賀県後期高齢者医療広域連合
- ・京都府後期高齢者医療広域連合
- ・大阪府後期高齢者医療広域連合
- ・兵庫県後期高齢者医療広域連合
- ・奈良県後期高齢者医療広域連合
- ・和歌山県後期高齢者医療広域連合
- ・南越前町
- ・守山市
- ・八幡市
- ・門真市
- ・明石市
- ・田原本町
- ・新宮市
- ・福井県国民健康保険団体連合会（書面）
- ・滋賀県国民健康保険団体連合会（書面）
- ・京都府国民健康保険団体連合会（書面）
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会（書面）
- ・奈良県国民健康保険団体連合会（書面）
- ・和歌山県国民健康保険団体連合会（書面）

（令和5年度：7府県、7市町、7広域連合、5国保連合会）

（令和6年度：7府県、7市町、7広域連合、2国保連合会）

(6) 社会保険診療報酬支払基金各府県審査委員会事務局の指導監督

① 概要

社会保険診療報酬支払基金各府県審査委員会事務局に対し、社会保険診療報酬支払基金各府県審査委員会事務局が行う業務について、適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に資するよう、指導監督を行っています。

② 実績（令和7年度）

社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局及び福井審査委員会事務局の2カ所に対し、監査を行いました。

（令和5年度：3支部）

（令和6年度：2支部）

16 医療課

(1) 指導監査課及び府県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

○ 概要及び実績

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の業務を取り扱う近畿厚生局指導監査課及び近畿厚生局管内の府県ごとに設置された事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は医療法第 25 条の規定に基づき、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・都道府県・保健所を設置する市又は特別区が行うこととされています。

近畿厚生局では、同法同条第 3 項の規定に基づき、特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査を実施しています。

(特定機能病院)

特定機能病院とは、平成 5 年の第二次医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第 4 条の 2 の規定により、

- ア 高度の医療を提供する。
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う。
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる。
- エ 医療の高度の安全を確保する。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

(臨床研究中核病院)

臨床研究中核病院とは、平成 27 年 3 月 31 日付の医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第 4 条の 3 の規定により、

- ア 特定臨床研究に関する計画を立案し、実施する。
- イ 共同して特定臨床研究を実施する場合には、主導的な役割を果たす。
- ウ 相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- エ 特定臨床研究に関する研修を行う。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実績

ア 所管する特定機能病院：15 病院（令和 8 年 3 月 31 日現在）

府県名	病院名称	所管保健所等名
福井県	福井大学医学部附属病院	福井保健所
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市保健所
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市保健所
	京都府立医科大学附属病院	京都市保健所
大阪府	大阪医科薬科大学病院	高槻市保健所
	関西医科大学附属病院	枚方市保健所
	大阪大学医学部附属病院	吹田市保健所
	国立循環器病研究センター	吹田市保健所
	大阪公立大学医学部附属病院	大阪市保健所
	大阪国際がんセンター	大阪市保健所
	近畿大学病院	堺市保健所
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	神戸市保健所
	兵庫医科大学病院	西宮市保健所
奈良県	奈良県立医科大学附属病院	中和保健所
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市保健所

イ 特定機能病院立入検査の実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
立入検査の実施病院数	15 病院	15 病院	15 病院

ウ 所管する臨床研究中核病院：3 病院（令和 8 年 3 月 31 日現在）

府県名	病院名称	所管保健所等名
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市保健所
大阪府	大阪大学医学部附属病院	吹田市保健所
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	神戸市保健所

エ 臨床研究中核病院立入検査の実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
立入検査の実施病院数	3 病院	3 病院	3 病院

(3) 指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する業務

① 概要

近畿厚生局が保険医療機関等に行った取消処分を不服として、保険医療機関等から訴訟を提起された場合において、法務局と連絡調整を行うほか、訴訟に関する情報の収集、分析を行っています。

② 実績

<訴訟対応件数（指導部門）>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訴訟対応件数	2件	2件	2件

17 調査課

(1) 保険医療機関等に関する定例的な調査等の調整・報告

① 概要

保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告、その他保険医療機関等に関する調査等の調整・分析・報告を行っています。

② 実績

定例報告に係る各種様式を発送した件数			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医科	19,447件	19,527件	19,682件
歯科	11,961件	11,826件	11,736件
薬局	10,254件	10,455件	10,498件
訪問看護ステーション	3,892件	4,403件	4,873件

※管内の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションに送付

(2) 指導部門が保有する行政文書の公開に関する業務

① 概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、指導部門が保有する行政文書の開示請求に関する業務を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開示請求件数	325件	356件	277件

(3) 保険医療機関等管理システムを活用した情報管理

○ 概要及び実績

保険医療機関等の情報を電子データで管理する保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報管理業務を行っています。

また、保険医療機関等管理システムから、近畿厚生局管内の保険医療機関等の指定状況や施設基準の届出状況等に係るデータを抽出し、ホームページへの掲載を行っています。

18 特別指導第一課・特別指導第二課

特別の対応を行う必要がある保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督

① 概要

特別指導第一課・第二課は、特別の対応を行う必要がある保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督を行っています。

② 実績

大阪府内の保険医療機関及び保険薬局等に対して指導及び監査を実施しました。また、監査の結果に基づき行政上の措置を行いました。

なお、指導・監査等の実績については、厚生労働省の「令和7年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について（概況）」に併せて公表予定です。

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等、保険医及び保険薬剤師の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

医療機関または薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関または保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。

また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師または保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

近畿厚生局では、保険医療機関及び保険薬局の指定や保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

イ 指定訪問看護事業者

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。

この指定訪問看護事業は、従業者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものととして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うこととされています。

近畿厚生局では、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定等に関する業務を行っています。なお、都道府県知事に介護保険法の指定申請を行い、指定を受けた場合は、健康保険法の指定も同時に受けたものとみなされます。

ウ 柔道整復師

被保険者等が柔道整復師に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦柔道整復師に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、柔道整復師から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師が保険者に請求するしくみ（受領委任払い）を採っています。

近畿厚生局では、柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結に関する業務を行っています。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

被保険者等がはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下、「はり師等」という。）に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦はり師等に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、平成31年1月から、はり師等から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみをはり師等に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けたはり師等が保険者に請求するしくみ（受領委任払い）を採っています。

近畿厚生局では、はり師等の施術に係る受領委任契約の締結に関する業務を行っています。

- ② 実績
85 頁～86 頁に掲載

(2) 基本診療料の施設基準、特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等に係る届出の受理及び調査等

① 概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

この基準を定めたものを施設基準といい、近畿厚生局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

② 実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
基本診療料及び特掲診療料の施設基準等受理件数	266,349 件	276,235 件	340,343 件

(注) 施設基準等受理件数は各年度の 4 月 1 日現在の状況

(3) 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の方法により行われています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図る

ことを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(エ) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けたはり師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

保険医療機関等や保険医等の療養担当者が行う療養の給付について、診療（調剤）内容及び診療（調剤）報酬請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消処分、保険医等の登録の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護について、訪問看護療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、指定訪問看護事業者の指定の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

(エ) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

受領委任に係る登録等を受けたはり師等が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

② 実績

指導監査等の実績については、厚生労働省の「令和7年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について（概況）」に併せて公表予定です。

※ 上記の(1)～(3)の業務については、保険医療機関等が所在する府県を管轄する事務所(大阪府にあつては、指導監査課)が行っています。
 保険医療機関数等の実績は、以下のとおりです。

1. 保険医療機関等数及び保険医等数

	保険医療機関等			保険医等			指定 訪問 看護 事業所	あん摩マ ッサージ 及び指 圧、は り、きゅ う施術所	柔道 整復 施術所
	医科	歯科	薬局	医師	歯科 医師	薬剤師			
福井県	505	297	323	2,612	556	1,505	114	88	228
滋賀県	993	579	671	4,870	1,077	3,793	253	366	470
京都府	2,364	1,276	1,170	13,204	2,599	8,520	542	1,108	1,314
大阪府	8,814	5,416	4,644	39,400	12,164	32,275	2,609	5,107	6,193
兵庫県	5,012	2,910	2,748	22,260	5,432	19,638	1,170	1,640	2,314
奈良県	1,121	691	569	5,431	1,279	4,119	271	427	564
和歌山県	947	501	462	4,410	1,014	2,967	250	351	574
R8.4.1 現在	19,756	11,670	10,587	92,187	24,121	72,817	5,209	9,087	11,657
R7.4.1 現在	19,690	11,798	10,530	90,461	23,920	71,345	4,808	9,030	11,809
R6.4.1 現在	19,572	11,945	10,468	88,587	23,667	69,749	4,380	8,795	12,031

2. 保険医療機関等指定状況

	新規指定				指定更新			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
福井県	21	5	9	35	61	39	53	153
滋賀県	46	20	40	106	134	51	86	271
京都府	100	37	75	212	223	117	144	484
大阪府	432	168	375	975	892	523	523	1,938
兵庫県	219	95	166	480	548	250	339	1,137
奈良県	33	20	35	88	132	63	69	264
和歌山県	33	6	27	66	108	39	62	209
令和 7年度	884	351	727	1,962	2,098	1,082	1,276	4,456
令和 6年度	948	360	906	2,214	3,216	2,018	1,535	6,769
令和 5年度	880	388	683	1,951	3,901	2,568	1,482	7,951

20 麻 薬 取 締 部

(1) 取 締 り

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け刑事訴訟法上の司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

・麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン、コカイン、大麻、MDMA、LSD など
・大麻草の栽培の規制に関する法律	大麻草（栽培罪のみ）
・あへん法	あへん、けし、けしがら
・覚醒剤取締法	覚醒剤
・麻薬特例法	薬物犯罪収益の隠匿・收受の処罰、薬物犯罪収益の没収など
・医薬品医療機器等法	模造医薬品、指定薬物（危険ドラッグ）

※ 麻薬特例法

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

※ 医薬品医療機器等法

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

[刑法]

- ・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

事件によって、関係取締機関（警察、海上保安庁、税関など）と合同で薬物犯罪捜査を行っています。

また、毎年 6 月頃に、厚生労働省との共催で、管内薬物取締機関の参加を得て、近畿地区麻薬取締協議会を開催しています。新たに規制された薬物や取締上の特異事例などについて情報交換を行い、犯罪手口の変化に対応するための意見交換を行うなど各機関との連携を図っています。

② 実績

ア 検挙人員（令和 7 年度）

	麻薬及び向精神薬 取締法（内、大麻及び THC 類を送致した件数・人員）	（旧） 大麻取 締法	大麻草 栽培規 制法	覚醒剤 取締法	麻薬特 例法	医薬品 医療機 器等法	合計
件数(件)	71 (62)	2	1	27	13	5	119
人員(名)	62 (53)	2	1	28	12	6	111

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※暫定値】

※令和 6 年 1 2 月 1 2 日以降、大麻は麻薬及び向精神薬取締法における麻薬として規制されることとなりました。

イ 押収実績（令和7年度）

合成麻薬 651g

THC 類濃縮物（オイル・ワックス・液体状のもの） 141g・111mL

大麻食品 3117g

大麻製品（乾燥大麻・大麻たばこ） 3343g

その他 THC 類製品 365g

大麻草 4089g

覚醒剤 328g

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※小数点以下は四捨五入 ※暫定値】

ウ 令和7年度の傾向

昨年度の薬物事犯の傾向としては、従来型の密売ルートに加え、SNS を介した取引の拡大が顕著でした。特に匿名性の高い通信アプリを利用し、購入者と直接接触せずに取引を完結させる手法が増加しています。また、組織性の緩い集団、匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）が関与する事例が目立ち、役割を細分化した分業型の犯行が確認されています。これに関連し、若年層が闇バイトとして運び役や受け渡し役に動員されるケースも引き続き発生しました。

さらに、新たな乱用薬物としてエトミデートの流通が問題化し、従来の規制薬物に加えた監視強化の必要性が指摘されています。

（2）鑑 定

① 概要

薬物犯罪を立証するため、麻薬取締部では最新機器を使った規制薬物や証拠品の鑑定を行っています。

主なものとして、以下の鑑定を行っています。

ア 押収薬物の特定

イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液など）からの規制薬物の検出

ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

また、信頼性の高い鑑定手法の開発や、新たな規制薬物の鑑定方法の研究を行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鑑定総件数	889件	2,050件	813件

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※受理日を元に算出】

(3) 許 認 可

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬などは医薬品として医療上の有用性がありますが、ひとたび乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすこととなります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通は医療や学術研究に限定されています。また取り扱うことのできる者を免許によって特定し、その取扱いを規制することによって、不正ルートへの横流しを防止しています。

近畿厚生局麻薬取締部は、麻薬及び向精神薬取締法などの規定に基づき、厚生労働大臣や近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可などの審査などを行っています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
許認可総件数	1381件	2475件	4304件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

※ 新型コロナウイルス感染症対策として実施されてきた出入国制限が緩和された影響で令和4年度以降から出入国者数が増加し、更に令和7年度に開催された大阪万博の関係者等の入国の影響で、麻薬・覚醒剤原料の携帯輸出入の申請件数が増加しました。それに伴って、許認可総件数も増加しています。

(4) 立 入 検 査

① 概要

麻薬及び向精神薬取締法などの各法令に基づいて、免許・指定・届出・許可などを受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸売・卸売業者、医療機関、薬局などの小売業者、研究者に対し、管内府県の薬務担当者と協力し、立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
立入検査 実施総件数	179件	116件	150件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

(5) 違法薬物相談電話

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、大阪「06-6949-3779」、神戸「078-391-0487」にそれぞれ直通的の電話番号を設置し、違法薬物全般に係る相談業務を行っています。

提供された情報を分析し、違法薬物の押収や被疑者検挙に向けた捜査を行っています。

② 実績

相談受理件数	令和5年	令和6年	令和7年
大阪	118件	149件	615件
神戸	16件	12件	373件
合計	134件	161件	988件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

(6) 再乱用防止対策

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、薬物の乱用によって刑事手続きを受けた方や薬物問題でお困りのご家族の方などを対象に、薬物乱用を繰り返さないための支援を実施しています。

② 実績

ア 面談、電話、メールなどを用いた相談

イ 認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施

ウ 精神保健福祉センター、医療機関、自助団体などの紹介などで、専門職員が相談に応じています。

再乱用防止対策室の直通相談電話は「06-6949-6330」です。

(7) 薬物乱用防止のための啓発活動

① 概要

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために新たな乱用者を作らないことも重要であることから、近畿厚生局麻薬取締部は青少年に対する啓発指導などを実施しています。

② 実績

<主な予防啓発活動>

ア 不正大麻・けし撲滅運動

大麻の成長期や違法な「けし」の開花時期に合わせ、ポスター、リーフレットなどを配布し、府県・保健所などと協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、それらの発見・除去に努めています。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

ウ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10月～11月）

エ 学校教育における啓発活動

学校などにおける薬物乱用防止教室において講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。

21 局全体としての取組み

近畿厚生局では、日常業務に加え、災害対応や国を挙げたプロジェクトへの参画など、組織全体で連携して取り組む業務にも対応しています。以下は、令和7年度に実施した主な取組みになります。

(1) 令和6年能登半島地震に関する災害査定派遣

① 概要

令和6年1月に発生した能登半島地震について、東海北陸厚生局にて、災害査定業務を開始しましたが、対象施設数等が膨大であるため、東海北陸厚生局から職員派遣の要請がありました。近畿厚生局では、令和6年7月29日以降能登半島地震に関する災害査定業務への職員派遣を実施しました。

② 実績（令和7年度）

派遣職員数8名

(2) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会への職員派遣

① 概要

大阪・関西万博の準備及び運営を進めるため、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会から博覧会事業の企画・立案や活用促進に係る知識や経験を有する職員の派遣の協力要請がありました。近畿厚生局では、令和6年7月から令和7年10月にかけて職員派遣を実施しました。

② 実績（令和7年度）

派遣職員数3名

(3) 大阪・関西万博会期中におけるTDM（交通需要マネジメント）の取組

① 概要

大阪・関西万博の会期中における公共交通機関の混雑緩和を目的として、内閣官房国際博覧会推進本部事務局から、関係府省庁に対しTDM（交通需要マネジメント）の取組実施が示されました。これを受け、近畿厚生局では、万博会期中の指定期間において、職員に対しTDMへの協力を呼びかけ、組織全体で混雑緩和に向けた取組を実施しました。

② 主な取組内容

万博期間中、特に公共交通機関が混雑する時間帯（8時から10時59分）を避けることを主な目的として、以下の取組を促進しました。

- ・在宅勤務・テレワークの活用
- ・休暇取得
- ・早出遅出勤務やフレックスタイム勤務の活用
- ・迂回通勤や徒歩・自転車による通勤

これらの取組を通じて、万博開催期間中における円滑な交通利用及び社会全体での万博運営の円滑化に寄与しました。

Ⅲ 課別所掌事務に係る資料・統計

学生納付特例事務法人・取扱教育施設一覧

(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

項番	府県名	法人・教育施設の名称	法人番号	主たる事務所の所在地	指定(確認)年月日	備考(学校名)	
1	福井県	学校法人国際ビジネス学院	1210005005121	坂井市丸岡町熊堂3-7-1-22	H20.5.8	【国際ビジネス専門学校福井】	
2		学校法人青池学園	8210005008893	三方郡美浜町大数7号永長24番2	H26.8.7	【若狭医療福祉専門学校】 【青池調理師専門学校】 【富山リハビリテーション医療福祉大学校】 【富山調理製菓専門学校】 【AOIKE高等学校】	
3		公立大学法人敦賀市立看護大学	9210005009404	敦賀市木崎78号亀田2番1	H29.9.15	【敦賀市立看護大学】	
4		学校法人福井県理美容学園	1210005000675	吉田郡永平寺町松岡兼定島第34号3番地2	R1.9.20	【福井県理美容専門学校】	
5		学校法人朝日学園	3210005000649	福井市木田三丁目1313番	R4.12.14	【専門学校福井文化服装学院】	
6	滋賀県	学校法人滋賀学園	4160005006444	東近江市布施町29	H21.10.1	【びわこ学院大学】 【びわこ学院大学短期大学部】	
7		公益社団法人滋賀県私立病院協会	1160005000094	大津市真野1-12-30	H26.10.7	【滋賀県聖田看護専門学校】	
8		地方独立行政法人公立甲賀病院	3160005010686	甲賀市水口町松尾1256番地	R2.9.24	【甲賀看護専門学校】	
9		学校法人聖泉学園	4160005004852	彦根市肥田町720番地	R4.11.16	【聖泉大学】	
※		学校法人松翠学園	6200005003443	岐阜県羽島郡岐南町三宅一丁目130番地 (東海北陸厚生局管轄)	R6.2.22	【滋賀文教短期大学】	
10	京都府	学校法人YIC学院	3130005006200	京都市下京区油小路通堀小路下る西油小路町27	H20.4.23	【<専>YIC京都工科自動車大学校】 【YIC京都ビューティ専門学校】 【YIC京都ハット総合専門学校】 【YIC京都日本語学院】	
11		学校法人島津学園	1130005007497	南丹市園部町小山東町今北1番3	H20.5.12	【京都医療科学大学】 【京都医療技術短期大学】	
12		学校法人京都仏眼教育学園	4130005013451	京都市東山区一橋宮ノ内町7番地	H26.4.1	【京都仏眼鍼灸理療専門学校】 【京都仏眼医療専門学校】	
13		学校法人裏千家学園	3130005004204	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町651番地	H26.9.1	【裏千家学園茶道専門学校】	
14		学校法人南京都学園	9130005008348	相楽郡精華町大字下狛小字中垣内48番地	H26.9.3	【京都福祉専門学校】 【京都動物専門学校】	
15		学校法人佛教教育学園	5130005004243	京都市北区紫野北花ノ坊町96	H27.4.14	【京都華頂大学】 【華頂短期大学】	
16		公立大学法人福知山公立大学	1130005014551	福知山市宇堀3370番地	H28.6.20	【福知山公立大学】	
17		学校法人京都育英館	1130005013685	京都市中京区壬生東高田町1番21	H30.3.27	【京都看護大学】	
18		公益社団法人京都保健会	9130005012424	京都市右京区太秦榎森町18番13 京医協ビル2階	H30.9.27	【近畿高等看護専門学校】	
19		学校法人明治東洋医学院	9130005007498	南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1	R1.10.17	【明治東洋医学院専門学校】	
20		学校法人京都情報学園	1130005005501	京都市左京区田中門前町7番地	R3.4.22	【京都情報大学院大学】	
21		京都中部総合医療センター看護専門学校	1000020268046	南丹市八木町南広瀬上野3番地1	R3.10.14	【京都中部総合医療センター看護専門学校】	
22		学校法人京都橘学園	4130005004293	京都市山科区大宅山田町34番地	R5.2.22	【京都橘大学】	
23		都総合管理株式会社	6130001022792	京都市上京区堀川通中立売上ル福大明神町119-1	R8.2.6	【京都ランゲージアカデミー】	
24		大阪府	学校法人河崎学園	3120105005796	貝塚市水間158	H20.6.6	【大阪河崎リハビリテーション大学】
25			学校法人桃山学院	5120005004756	大阪市阿倍野区昭和町3-1-64	H24.1.23	【桃山学院大学】 【桃山学院教育大学】
26			学校法人日本教育財団	2120005004759	大阪市北区梅田3-3-1	H24.1.31	【大阪モード学園】 【名古屋モード学園】 【東京モード学園】 【HAL大阪】 【HAL名古屋】 【大阪医専】 【名古屋医専】 【HAL東京】 【首都医校】 【国際ファッション専門職大学 ・ファッションクリエイション学科 ・ファッションビジネス学科 ・大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科 ・名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科】 【東京国際工科専門職大学】 【大阪国際工科専門職大学】 【名古屋国際工科専門職大学】
27	学校法人常磐会学園		5120005004707	大阪市平野区平野南4-6-7	H24.3.7	【常磐会学園大学】 【常磐会短期大学】	
28	学校法人大阪滋慶学園		8120005004803	大阪市淀川区宮原1-2-43	H25.6.21	【新大阪歯科技工士専門学校】	
29	社会医療法人北斗会		8120905004076	豊中市城山町1-9-1	H25.12.17	【北斗会看護専門学校】	
30	医療法人(社団)有恵会		9120005012557	枚方市香里ヶ丘五丁目8番1号	H25.12.25	【香里ヶ丘看護専門学校】	
31	社会医療法人同仁会		9120105000131	堺市堺区大仙西町6丁目84番地2	H26.1.28	【泉州看護専門学校】	
32	学校法人瓶井学園		4120005004633	大阪市東淀川区大槻2-6-6	H26.9.11	【日本コンピュータ専門学校】 【日本メディカル福祉専門学校】 【日本理工情報専門学校】	
33	学校法人近畿大学		2122005000036	東大阪市小若江3-4-1	H26.10.1	【近畿大学】	
34	学校法人未来学園		1120905001699	大阪市北区本庄東1-8-19	H26.10.2	【大阪総合福祉専門学校】	
35	学校法人薫英学園		5120905001695	摂津市正雀1-4-1	H26.10.7	【大阪人間科学大学】	
36	学校法人箕面学園		5120905003477	箕面市箕面7-7-31	H26.10.23	【箕面学園福祉保育専門学校】	

項番	府県名	法人・教育施設の名称	法人番号	主たる事務所の所在地	指定(確認)年月日	備考(学校名)	
37	大阪府	公益財団法人浅香山病院	9120105007713	堺市堺区今池町3丁3番16号	H26.10.23	【公益財団法人浅香山病院看護専門学校】	
※		独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	東京都港区高輪3-22-12 (関東信越厚生局管轄)	H27.2.19	【JCHO大阪病院附属看護専門学校】	
38		国立大学法人大阪教育大学	2122005002494	柏原市旭ヶ丘4-698-1	H27.3.12	【大阪教育大学】	
39		学校法人大阪電気通信大学	3120005012802	寝屋川市初町18番8号	H28.5.11	【大阪電気通信大学】	
※		学校法人駿河台学園	3010005002343	東京都千代田区神田駿河台二丁目12 (関東信越厚生局管轄)	H28.9.21	【駿河台観光&外語ビジネス専門学校】	
40		学校法人谷岡学園	3122005000035	東大阪市御厨米町四丁目1番10号	H30.1.15	【大阪商業大学】	
41		学校法人修成学園	5120005004665	大阪市西淀川区大和田五丁目19番30号	H30.7.30	【修成建設専門学校】	
42		学校法人田島学園	8120005013993	大阪市都島区片町一丁目5番13号	H30.11.19	【近畿社会福祉専門学校】	
43		社会医療法人愛仁会	6120005004805	大阪市西淀川区福町三丁目2番39号	H30.12.14	【愛仁会看護助産専門学校】 【明石医療センター附属看護専門学校】	
44		学校法人大美学園	1120005010114	大阪市中央区玉造二丁目28番27号	R19.10	【大阪美容専門学校】	
45		学校法人日中文化芸術学院	8120005017656	大阪市天王寺区大道三丁目5-11	R19.10	【日中文化芸術専門学校】	
46		学校法人大阪聖徳学園	6120005004788	大阪市生野区舍利寺三丁目11番24号	R19.17	【大阪教育福祉専門学校】	
47		学校法人ミクニ学園	9120005004752	大阪市淀川区三国本町3丁目35番8号	R1.10.17	【大阪文化服装学院】	
48		学校法人行信教校	6120905003039	高槻市東五百住町三丁目4番17号	R1.12.2	【行信教校】	
49		学校法人大阪青山学園	7120905003475	箕面市新稲2丁目11番1号	R2.1.29	【大阪青山大学】	
50		学校法人樟蔭学園	5122005000041	東大阪市菱屋西四丁目2番26号	R2.4.8	【大阪樟蔭女子大学】	
51		学校法人浪商学園	9120105006459	泉南郡熊取町朝代台1番1号	R2.6.15	【大阪体育大学】	
52		公益社団法人大阪府柔道整復師会	3120005014393	大阪市西区靱本町三丁目10番3号	R2.9.15	【大阪府柔道整復師会医療スポーツ専門学校】	
53		学校法人阪神学園	4120005004724	大阪市北区芝田二丁目9番20号	R2.9.15	【姫路予備校】	
54		学校法人宮崎学園	6120005007444	大阪市東成区中道三丁目8番15号	R2.9.24	【大阪ベビィ動物看護専門学校】	
55		学校法人愛甲学院大阪	7120005018614	大阪市北区天神橋七丁目15番1号	R2.9.24	【愛甲農業科学専門学校】	
56		学校法人藤井会	5122005002789	東大阪市荒川二丁目32番43号	R2.9.24	【東大阪准看護学院】	
57		学校法人花園南学園	2120005019393	大阪市西成区花園南一丁目4番2号	R2.10.5	【大阪観光ビジネス学院】	
58		学校法人創真総合技術学園	1120005004685	大阪市中央区粉川町2番9号	R3.9.29	【日本写真映像専門学校】 【近畿測量専門学校】	
※		独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 (関東信越厚生局管轄)	R4.9.7	【独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災看護専門学校】	
59		社会福祉法人キリスト教ミード社会館	1120005002391	大阪市淀川区十三元今里一丁目1番52号	R4.10.21	【大阪コミュニティワーカー専門学校】	
60		学校法人清風明育社	5120005004624	大阪市阿倍野区丸山通一丁目6番3号	R5.5.10	【清風情報工科学院】	
61		学校法人古武学園	9120005004653	大阪市中央区日本橋二丁目8番20号	R5.9.6	【高津理容美容専門学校】	
62		学校法人恵真学院	7120005004647	大阪市天王寺区仲人町2番15号	R5.10.6	【日本医療秘書専門学校】	
63		学校法人大屋学園	4120005004625	大阪市阿倍野区帝塚山一丁目2番27号	R7.1.23	【関西社会福祉専門学校】	
64		株式会社Xanthe	7122001037291	大阪市港区市岡一丁目13番5号	R8.2.6	【みなと日本語学校】	
65		兵庫県	学校法人村上学園予備校神戸セミナー	6140005002286	神戸市中央区下山手通8-4-26	H20.4.22	【予備校神戸セミナー】
66			公立八鹿病院看護専門学校	8000020288624	養父市八鹿町下網場381-1	H21.3.5	【公立八鹿病院看護専門学校】
67			県立神戸高等技術専門学院	8000020280003	神戸市西区学園東町5-2	H21.6.2	【県立神戸高等技術専門学院】
68			公益社団法人神戸市民間病院協会	6140005020577	神戸市中央区花隈町33-19	H26.4.1	【公益社団法人神戸市民間病院協会神戸看護専門学校】
69			一般社団法人神戸東洋医療学院	5140005003814	神戸市中央区北長狭通四丁目5番7号	H26.4.1	【神戸東洋医療学院】
70			兵庫県立農業大学校	8000020280003	加西市常吉町1256-4	H26.7.31	【兵庫県立農業大学校】
71			公益財団法人尼崎健康医療財団	5140005010876	尼崎市南塚口町4-4-8	H26.9.11	【公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校】
72			学校法人兵庫科学技術学園	2140005010904	神戸市長田区林山町27-1	H26.10.2	【阪神自動車航空鉄道専門学校】
73			学校法人福雷学園	6140005002278	神戸市中央区国香通6-7	H26.11.14	【神戸ファッション専門学校】
※			独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	東京都港区高輪3-22-12 (関東信越厚生局管轄)	H27.2.19	【JCHO神戸中央病院附属看護専門学校】
74			学校法人関西看護医療大学	6140005019768	淡路市志筑1456-4	H27.10.14	【関西看護医療大学】
75			学校法人神戸学園	3140005002223	神戸市東灘区向洋町中一丁目15番地	H27.12.21	【専門学校アートカレッジ神戸】 【神戸動植物環境専門学校】
76			学校法人海星女子学院	7140005002203	神戸市灘区青谷町二丁目7番1号	H28.4.4	【神戸海星女子学院大学】
77			学校法人スミレ・アカデミー	2140005002240	神戸市中央区古湊通一丁目2番2号	H28.12.6	【神戸リハビリテーション福祉専門学校】
78		学校法人森学園	8140005022316	明石市花園町1番地の1	H29.9.15	【ICT専門学校】	

項番	府県名	法人・教育施設の名称	法人番号	主たる事務所の所在地	指定(確認)年月日	備考(学校名)
79	兵庫県	兵庫県立森林大学校	8000020280003	宍粟市一宮町能倉772-1	H29.10.11	【兵庫県立森林大学校】
80		学校法人玉田学園	4140005002255	神戸市長田区池田上町92番地	H30.8.16	【神戸常盤大学】 【神戸常盤大学短期大学部】
81		学校法人阪神専修学園	3140005010903	尼崎市御園町37番地	R1.12.2	【尼崎理容美容専門学校】
82		学校法人濱名学院	5140005010901	尼崎市潮江1丁目3番23号	R2.1.27	【関西保育福祉専門学校】
83		宝塚市立看護専門学校	1000020282146	宝塚市小浜4-5-5	R2.9.15	【宝塚市立看護専門学校】
84		医療法人社団淡路平成会	1140005019830	南あわじ市八木養宜中173番地	R2.9.24	【平成淡路看護専門学校】
85		学校法人宝塚音楽学校	1140005018741	宝塚市栄町一丁目1番57号	R2.9.24	【宝塚音楽学校】
86		学校法人愛甲学院	9140005002192	神戸市東灘区本山北町三丁目2番8号	R2.9.30	【愛甲学院専門学校】
87		学校法人姫路文化学園	5140005013466	姫路市手柄一丁目22-1	R2.9.30	【姫路福祉保育専門学校】
88		医療法人社団慈恵会	7140005001948	神戸市須磨区磯馴町四丁目1番6号	R2.11.18	【神戸総合医療専門学校】
89		学校法人中内学園	7140005002269	神戸市西区学園西町三丁目1番	R2.12.8	【流通科学大学】
90		学校法人みかほ学園	7140005013464	姫路市東延末二丁目165番	R3.9.29	【日本栄養専門学校】
91		学校法人育成学園	3140005010886	尼崎市開明町二丁目30番地の2	R4.12.5	【神戸国際調理製菓専門学校】
92		丹波市立看護専門学校	3000020282235	丹波市氷上町石生2069番地2	R5.9.6	【丹波市立看護専門学校】
93		学校法人創志学園	3140005004244	神戸市中央区磯辺通四丁目1番5号	R7.4.7	【環太平洋大学】 【専門学校東京国際ビジネスカレッジ福岡校】
94	奈良県	一般社団法人奈良県歯科医師会	5150005000703	奈良市二条町二丁目9番2号	H26.9.17	【奈良歯科衛生士専門学校】
95		一般財団法人信貴山病院	9150005003264	生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号	H26.10.15	【ハートランドしぎさん看護専門学校】
96		学校法人青丹学園	4150005000638	奈良市右京1丁目1番5	H27.1.13	【関西学研医療福祉学院】 【ウェルルージュ美容専門学校】
97		国立大学法人奈良国立大学機構	2150005002173	奈良市北魚屋東町	H27.11.17	【奈良女子大学】
98		学校法人奈良学園	1150005003610	奈良市中登美ヶ丘三丁目15番1号	H27.12.1	【奈良学園大学】
99		学校法人天理大学	9150005002893	天理市守目堂町213番地の4	R7.4.28	【天理大学】
100	和歌山県	紀南看護専門学校	6000020308391	田辺市新庄町225番地の135	H20.4.8	【紀南看護専門学校】
101		国保野上厚生総合病院附属看護専門学校	3000020308056	海草郡紀美野町小畑165-4	H20.4.8	【国保野上厚生総合病院附属看護専門学校】
102		国立大学法人和歌山大学	6170005001780	和歌山市茶谷930	H27.3.10	【和歌山大学】
103		学校法人和歌山キリスト教青年会	9170005000929	和歌山市太田一丁目12番13号	H30.7.18	【和歌山YMCA国際福祉専門学校】
104		学校法人和歌山信愛女学院	1170005000903	和歌山市屋形町二丁目23番地	R3.2.25	【和歌山信愛短期大学】
105		和歌山県立高等看護学院	4000020300004	紀の川市西野山505番1	R4.10.5	【和歌山県立高等看護学院】
106		和歌山県立なぎ看護学校	4000020300004	新宮市蜂伏20番39号	R5.1.23	【和歌山県立なぎ看護学校】

※ 学校の法人登記が近畿厚生局管轄外にあるため、法人登記のある厚生(支)局で学生納付特別事務法人の指定を行っています。

生活保護法に基づく指定医療機関等一覧(46機関)

令和8年3月31日現在

府県名	医療機関等名	法人番号	所在地	
福井県	独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター	1013205001281	福井県敦賀市桜ヶ丘町33番1号	
	独立行政法人国立病院機構 あわら病院		福井県あわら市北潟238-1	
	国立大学法人福井大学医学部附属病院	4210005005077	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院	6040005003798	福井県勝山市長山町2丁目6番21号	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院附属介護老人保健施設		福井県勝山市長山町2丁目6番21号	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院		福井県大飯郡高浜町宮崎87号14番地2	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属介護老人保健施設		福井県大飯郡高浜町宮崎87号14番地2	
滋賀県	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	1013205001281	滋賀県東近江市五智町255番地	
	独立行政法人国立病院機構 紫香楽病院	9160005002166	滋賀県甲賀市信楽町大字牧997番地	
	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院		滋賀県大津市瀬田月輪町	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院	6040005003798	滋賀県大津市富士見台16-1	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院附属介護老人保健施設		滋賀県大津市富士見台16-1	
京都府	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	1013205001281	京都市伏見区深草向畑1-1	
	独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター		京都府舞鶴市字行永2410番地	
	独立行政法人国立病院機構 南京都病院		京都府城陽市中芦原11番地	
	独立行政法人国立病院機構 宇多野病院		京都市右京区鳴滝音戸山町8	
	国立大学法人京都大学医学部附属病院	3130005005532	京都市左京区聖護院川原町54番地	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター	6040005003798	京都市北区小山下総町27	
大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	1013205001281	大阪市中央区法円坂2-1-14	
	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター		大阪府河内長野市木戸東町2番1号	
	独立行政法人国立病院機構 近畿中央呼吸器センター		大阪府堺市北区長曾根町1180番地	
	独立行政法人国立病院機構 大阪刀根山医療センター		大阪府豊中市刀根山五丁目1番1号	
	国立大学法人大阪大学医学部附属病院	4120905002554	大阪府吹田市山田丘2番15号	
	国立大学法人大阪大学歯学部附属病院		大阪府吹田市山田丘1番8号	
	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	3120905003033	大阪府吹田市岸部新町6番1号	
	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	7020005008492	大阪府堺市北区長曾根町1179番地3	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院	6040005003798	大阪市福島区福島4-2-78	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院		大阪市港区磯路1丁目7番1号	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター		大阪府枚方市星丘4丁目8-1	
兵庫県	独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	1013205001281	兵庫県姫路市本町68番地	
	独立行政法人国立病院機構 神戸医療センター		神戸市須磨区西落合3丁目1-1	
	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院		兵庫県三田市大原1314番地	
	独立行政法人国立病院機構 兵庫あおの病院		兵庫県小野市市場町926番地453	
	国立大学法人神戸大学医学部附属病院	5140005004060	神戸市中央区楠町7丁目5番2号	
	神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター		神戸市中央区港島南町一丁目5番地1	
	独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院	7020005008492	兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号	
	独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院		神戸市中央区籠池通4丁目1番23号	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院	6040005003798	神戸市北区惣山町2丁目1-1	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院附属健康管理センター		神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビルカルメニ17階	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院附属介護老人保健施設		神戸市北区惣山町2丁目1-9	
独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター	1013205001281		奈良県奈良市七条二丁目789番地	
独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター		奈良県大和郡山市小泉町2815番地		
奈良県	独立行政法人地域医療機能推進機構 大和郡山病院	6040005003798	奈良県大和郡山市朝日町1番62号	
	和歌山県	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	1013205001281	和歌山県田辺市たきない町27番1号
		独立行政法人国立病院機構 和歌山病院		和歌山県日高郡美浜町大字和田1138
	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院	7020005008492	和歌山県和歌山市木ノ本93番1	

各種養成施設管内府県別指定状況一覧

令和8年3月31日 現在

分野		福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
保健・衛生	管理栄養士	1	2	6	11	9	4	0	33
		1	2	6	11	9	4	0	33
	栄養士	0	1	3	7	4	1	1	17
		0	1	3	7	6	1	1	19
	小計	1	3	9	18	13	5	1	50
		1	3	9	18	15	5	1	52
福祉	社会福祉士	0	0	0	0	2	0	0	2
		0	0	0	0	2	0	0	2
	介護福祉士	0	1	1	8	3	0	0	13
		0	1	1	8	3	0	0	12※
	福祉系大学等	1	2	11	12	9	1	0	36
		1	2	14	14	11	1	0	43
	福祉系高等学校	1	1	1	2	5	2	1	13
	1	1	1	2	5	2	1	13	
介護福祉士実務者	0	0	0	1	1	0	0	2	
	0	0	0	2	1	0	0	3	
	小計	2	4	13	23	20	3	1	66
		2	4	16	26	22	3	1	73
医療	あん摩マッサージ指圧師	0	0	2	0	0	0	0	2
		0	0	2	0	0	0	0	2
	あま指師・はり師・きゅう師	0	0	2	2	1	0	0	5
		0	0	2	2	1	0	0	5
	小計	0	0	4	2	1	0	0	7
		0	0	4	2	1	0	0	7
合計		3	7	26	43	34	8	2	123
		3	7	29	46	38	8	2	132

※ 上段は施設数、下段は課程数を示す

※ 同一課程を2施設で実施しているため、合計欄の課程数は重複分を除いた実数を記載

管理栄養士養成施設一覽(33施設 33課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
福井県	学校法人福井仁愛学園	4210005000672	仁愛大学 人間生活学部健康栄養学科	越前市大手町3-1-1	昼間	4年	75	H 21
滋賀県	公立大学法人滋賀県立大学	3160005005678	滋賀県立大学 人間文化学部生活栄養学科	彦根市八坂町2500	昼間	4年	30	H 18
	学校法人龍谷大学	1130005004288	龍谷大学 農学部食品栄養学科	大津市瀬田大江町横谷1番5	昼間	4年	80	H 27
京都府	学校法人同志社	7130005004258	同志社女子大学 生活科学部食物栄養科学科管理栄養士専攻	京都市上京区今出川通寺町西入玄武町602	昼間	4年	80	S 44
	学校法人京都女子学園	9130005004297	京都女子大学 家政学部食物栄養学科	京都市東山区今熊野北日吉町35	昼間	4年	120	H 12
	学校法人大和学園	5130005004251	京都栄養医療専門学校 管理栄養士科	京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町18-39	昼間	4年	40	H 12
	学校法人光華女子学園	1130005004230	京都光華女子大学 健康栄養学部健康栄養学科管理栄養士専攻	京都市右京区西京極葛野町38	昼間	4年	80	H 14
	京都府公立大学法人	9130005006665	京都府立大学 農学食科学部栄養科学科	京都市左京区下鴨半木町1-5	昼間	4年	30	H 14
	学校法人佛教教育学園	5130005004243	京都華頂大学 現代生活学部食物栄養学科	京都市東山区林下町3-456	昼間	4年	60	H 28
大阪府	学校法人樟蔭学園	5122005000041	大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部健康栄養学科管理栄養士専攻	東大阪市菱屋西4-2-26	昼間	4年	80	H 14
	学校法人相愛学園	3120005004683	相愛大学 人間発達学部 管理栄養学科	大阪市住之江区南港中4-4-1	昼間	4年	60	H 18
	学校法人大阪青山学園	7120905003475	大阪青山大学 健康科学部健康栄養学科	箕面市新稲2-11-1	昼間	4年	70	H 17
	学校法人金蘭会学園	9120905001361	千里金蘭大学 栄養学部 栄養学科	吹田市藤白台5-25-1	昼間	4年	80	H 15
	学校法人玉手山学園	4122005001858	関西福祉科学大学 健康福祉学部福祉栄養学科	柏原市旭ヶ丘3-11-1	昼間	4年	60	H 15
	学校法人羽衣学園	3120105000277	羽衣国際大学 人間生活学部食物栄養学科	堺市西区浜寺南町1-89-1	昼間	4年	60	H 17
	学校法人帝塚山学院	9120005004703	帝塚山学院大学 食環境学部 管理栄養学科	堺市南区晴美台4-2-2	昼間	4年	80	H 18
	学校法人常翔学園	8120005004778	摂南大学農学部食品栄養学科	枚方市長尾峠町45-1	昼間	4年	80	R 2
	学校法人大手前学園	5120005004616	大手前大学 健康栄養学部管理栄養学科	大阪市中央区大手前2-1-88	昼間	4年	80	H 28
	学校法人梅花学園	8120905000380	梅花女子大学 食文化学部管理栄養学科	茨木市宿久庄2-19-5	昼間	4年	40	H 29
	公立大学法人大阪	5120005020803	大阪公立大学 生活科学部食栄養学科	大阪市城東区森ノ宮2-1-132	昼間	4年	65	R 4
兵庫県	学校法人武庫川学院	4140005015819	武庫川女子大学 食物栄養科学部食物栄養学科	西宮市池開町6-46	昼間	4年	200	S 43
	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子大学 家政学部管理栄養士養成課程	神戸市須磨区東須磨青山2-1	昼間	4年	120	S 43
	学校法人睦学園	7140005002285	兵庫大学 健康科学部栄養マネジメント学科	加古川市平岡町新在家2301	昼間	4年	80	H 13
	学校法人園田学園	2140005010895	園田学園大学 人間健康学部食マネジメント学科	尼崎市南塚口町7-29-1	昼間	4年	80	H 14
	学校法人甲子園学院	4140005015793	甲子園大学 栄養学部栄養学科	宝塚市紅葉ガ丘10-1	昼間	4年	60	S 44
	学校法人神戸学院	5140005002213	神戸学院大学 栄養学部栄養学科管理栄養学専攻	神戸市西区伊川谷町有瀬518	昼間	4年	95	S 43
	学校法人松蔭女子学院	4140005002230	神戸松蔭大学 人間科学部食物栄養学科	神戸市灘区篠原伯母野山町1-2-1	昼間	4年	60	H 17
	公立大学法人兵庫県公立大学法人	4140005021197	兵庫県立大学 環境人間学部環境人間学科食環境栄養課程	姫路市新在家本町1-1-12	昼間	4年	40	H 21
	学校法人甲南女子学園	1140005002209	甲南女子大学 医療栄養学部医療栄養学科	神戸市東灘区森北町6-2-23	昼間	4年	80	H 30
奈良県	学校法人帝塚山学園	1150005000640	帝塚山大学 現代生活学部食物栄養学科	奈良市学園南3-1-3	昼間	4年	120	H 18
	学校法人近畿大学	2122005000036	近畿大学 農学部食品栄養学科	奈良市中町3327-204	昼間	4年	80	H 10
	学校法人冬木学園	5150005003846	畿央大学 健康科学部健康栄養学科	北葛城郡広陵町馬見中4-2-2	昼間	4年	90	H 15
	国立大学法人奈良国立大学機構	2150005002173	奈良女子大学 生活環境学部食物栄養学科	奈良市北魚屋西町	昼間	4年	35	H 17

栄養士養成施設一覧(17施設 19課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
滋賀県	学校法人純美禮学園	1160005000383	滋賀短期大学 デジタルライフビジネス学科食健康コース	大津市竜が丘24-4	昼間	2年	45	H 21
京都府	学校法人京都文教学園	4130005004211	京都文教短期大学 ライフデザイン総合学科栄養士コース	宇治市槇島町千足80	昼間	2年	40	S 38
	学校法人大和学園	5130005004251	京都栄養医療専門学校 栄養士科	京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町18-39	昼間	2年	120	S 49
	学校法人光華女子学園	1130005004230	京都光華女子大学 健康科学部健康栄養学科健康スポーツ栄養 専攻	京都市右京区西京極葛野町38	昼間	4年	40	H 25
大阪府	学校法人大阪成蹊学園	9120005004777	大阪成蹊短期大学 栄養学科	大阪市東淀川区相川3-10-62	昼間	2年	40	S 29
	学校法人大阪国際学園	2120005013982	大阪国際大学短期大学部 栄養学科	守口市藤田町6-21-57	昼間	2年	40	S 38
	学校法人大阪夕陽丘学園	2120005004783	大阪夕陽丘学園短期大学 食物栄養学科	大阪市天王寺区生玉寺町7-72	昼間	2年	80	S 43
	学校法人村上学園	9122005000038	東大阪大学短期大学部 実践食物学科栄養士コース	東大阪市西堤学園町3-1-1	昼間	2年	25	S 43
	学校法人三幸学園	4010005002326	辻学園栄養専門学校 栄養士学科	大阪市北区西天満1-3-17	昼間	2年	200	S 60
	学校法人樟蔭学園	5122005000041	大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部健康栄養学科食物栄養専攻	東大阪市菱屋西4-2-26	昼間	4年	20	H 19
	学校法人帝塚山学院	9120005004703	帝塚山学院大学 食環境学部 食イノベーション学科	堺市南区晴美台4-2-2	昼間	4年	40	H 26
兵庫県	学校法人武庫川学院	4140005015819	武庫川女子大学短期大学部 食生活学科	西宮市池開町6-46	昼間	2年	40	S 28
	学校法人武庫川学院	4140005015819	武庫川女子大学 食物栄養科学部食創造科学科	西宮市池開町6-46	昼間	4年	80	R 2
	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子短期大学 食物栄養学科	神戸市中央区港島中町4-7-2	昼間	2年	40	S 29
	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子大学 健康福祉学部健康スポーツ栄養学科	神戸市中央区港島中町4-7-2	昼間	4年	70	H 21
	学校法人みかしほ学園	7140005013464	日本栄養専門学校 専門課程栄養士科	姫路市東延末2-165	昼間	2年	80	S 57
	学校法人甲子園学院	4140005015793	甲子園大学 栄養学部フードデザイン学科	宝塚市紅葉ガ丘10-1	昼間	4年	80	H 24
奈良県	学校法人佐保会学園	8150005000634	奈良佐保短期大学 生活未来科食物栄養コース	奈良市鹿野園町806	昼間	2年	40	S 42
和歌山県	学校法人和歌山信愛女学院	1170005000903	和歌山信愛短期大学生活文化学科食物 栄養コース	和歌山市相坂702-2	昼間	2年	40	S 44

社会福祉士学校施設一覧(2施設 2課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
兵庫県	学校法人弘徳学園	6140005012715	豊岡短期大学 通信教育部社会福祉士養成通信課程	豊岡市戸牧160	通信	1年6月	300	H 14
兵庫県	学校法人平成医療学園	7120005007757	宝塚医療大学 社会福祉士一般養成課程(通信)	宝塚市花屋敷緑ガ丘 1	通信	1年9月	140	R 4

介護福祉士学校施設一覧(13施設 12課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
滋賀県	学校法人滋賀学園	4160005006444	びわこ学院大学短期大学部 ライフデザイン学科健康福祉コース	東近江市布施町29	昼間	2年	30	H 6
京都府	学校法人佛教教育学園	5130005004243	華頂短期大学 専攻科介護専攻	京都市東山区林下町3-456	昼間	1年	20	H 31
大阪府	学校法人薫英学園	5120905001695	大阪人間科学大学 人間科学部社会福祉学科	摂津市正雀1-4-1	昼間	4年	20	H 17
	学校法人みどり学園	7120105003771	大阪健康福祉短期大学 介護福祉学科	堺市南区高倉台1丁2-1	昼間	2年	30	H 14
	学校法人桃山学院	5120005004756	桃山学院大学 社会学部ソーシャルデザイン学科介護福祉士 受験資格課程	和泉市まなび野1-1	昼間	4年	20	H 28
	学校法人平成医療学園	7120005007757	宝塚医療大学 介護福祉別科	大阪市北区豊崎7-7-17	昼間	2年	60	R 2
	学校法人玉手山学園	9122005000038	関西福祉科学大学 社会福祉学部福祉創造 学科 介護福祉士養成課程	柏原市旭ヶ丘3-11-1	昼間	4年	40	H 29
	学校法人村上学園	9122005000038	東大阪大学短期大学部 介護福祉学科	東大阪市西提学園町3-1-1	昼間	2年	80	H 30
	学校法人大阪青山学園	7120905003475	大阪青山大学 介護福祉別科	箕面市新稲2-11-1 (箕面キャンパス)※	昼間	2年	80	R 5
	学校法人大阪キリスト教学院	1120005004776	大阪キリスト教短期大学介護福祉別科	大阪市阿倍野区丸山通1丁目3番61号	昼間	2年	120	R 6
兵庫県	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子大学 健康福祉学部社会福祉学科	神戸市中央区港島中町4-7-2	昼間	4年	40	H 18
	学校法人都築学園	1290005001253	神戸医療未来大学 人間社会学部未来社会学科介護福祉士養成 課程	神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5	昼間	4年	50	H 12
	学校法人大阪青山学園	7120905003475	大阪青山大学 介護福祉別科	川西市長尾町9-8 (北摂キャンパス)※	昼間	2年	80	R 5

※学校法人大阪青山学園は同一課程を2施設で実施

福祉系大学等一覧(36施設 43課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名称	所在地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開講年度
福井県	公立大学法人福井県立大学	6210005005273	福井県立大学 看護福祉学部社会福祉学科	吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	昼	4年	30	H 21
滋賀県	学校法人龍谷大学	1130005004288	龍谷大学 社会学部総合社会学科	大津市瀬田大江町横谷1-5	昼	4年	195	H 21
	学校法人滋賀学園	4160005006444	びわこ学院大学 教育福祉学部こども学科	東近江市布施町29	昼	4年	20	H 26
京都府	学校法人佛教教育学園	5130005004243	佛教大学 社会福祉学部社会福祉学科(通信教育課程)	京都市北区紫野北花ノ坊町96	通	4年	150	H 21
	学校法人佛教教育学園	5130005004243	佛教大学 社会福祉学部社会福祉学科	京都市北区紫野北花ノ坊町96	昼	4年	150	H 21
	京都府公立大学法人	9130005006665	京都府立大学 公共政策学部福祉社会学科	京都市左京区下鴨半木町1-5	昼	4年	52	H 21
	学校法人京都女子学園	9130005004297	京都女子大学 発達教育学部教育学科養護・福祉教育学専攻	京都市東山区今熊野北日吉町35	昼	4年	40	H 21
	学校法人京都女子学園	9130005004297	京都女子大学 心理共生学部心理共生学科	京都市東山区今熊野北日吉町35	昼	4年	40	R 6
	学校法人綜藝種智院	5130005004235	種智院大学 人文学部社会福祉学科	京都市伏見区向島西定請70	昼	4年	15	H 21
	学校法人光華女子学園	1130005004230	京都光華女子大学 看護福祉リハビリテーション学部 福祉リハビリ テーション学科 社会福祉専攻	京都市右京区西京極葛野町38	昼	4年	30	H 21
	学校法人立命館	9130005004289	立命館大学 産業社会学部現代社会学科人間福祉専攻	京都市北区等持院北町56-1	昼	4年	60	H 21
	学校法人真宗大谷学園	3130005004237	大谷大学 社会学部コミュニティデザイン学科社会福祉学コース	京都市北区小山上総町	昼	4年	50	H 21
	学校法人同志社	7130005004258	同志社大学 社会学部社会福祉学科	京都市上京区今出川通烏丸東入	昼	4年	98	H 21
	学校法人花園学園	9130005004264	花園大学 社会福祉学部社会福祉学科	京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1	昼	4年	80	H 21
	学校法人花園学園	9130005004264	花園大学 社会福祉学部臨床心理学科	京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1	昼	4年	80	H 21
	学校法人佛教教育学園	5130005004243	京都華頂大学 現代生活学部 こども生活学科	京都市東山区林下町3-456	昼	4年	20	H 23
	学校法人関西福祉学園	7130005004217	京都医療福祉専門学校 心理メディカル科	京都市伏見区竹田段川原町207	昼	2年	60	H 21
	大阪府	学校法人薫英学園	5120905001695	大阪人間科学大学 人間科学部社会福祉学科	摂津市正雀1-4-1	昼	4年	60
学校法人玉手山学園		4122005001858	関西福祉科学大学 社会福祉学部 福祉創造学科	柏原市旭ヶ丘3-11-1	昼	4年	140	H 21
公立大学法人大阪		5120005020803	大阪市立大学 生活科学部人間福祉学科	大阪市住吉区杉本3-3-138	昼	4年	45	H 21
学校法人桃山学院		5120005004756	桃山学院大学 社会学部ソーシャルデザイン学科	和泉市まなび野1-1	昼	4年	100	H 21
公立大学法人大阪		5120005020803	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類	堺市中区学園町1-1	昼	4年	55	H 21
学校法人四天王寺学園		1120005004660	四天王寺大学 社会学部 人間福祉学科	羽曳野市学園前3-2-1	昼	4年	70	H 21
学校法人大谷学園		8120005004613	大阪大谷大学 人間社会学部 心理・福祉学科 社会福祉士国家試験受験資格課程	富田林市錦織北3-11-1	昼	4年	30	H 21
学校法人関西大学		6120905001356	関西大学 人間健康学部人間健康学科福祉と健康コース	堺市堺区香ヶ丘町1-11-1	昼	4年	100	H 22
学校法人大阪歯科大学		3120005004782	大阪歯科大学 医療保健学部社会福祉士コース	枚方市牧野本町1-4-4	昼	4年	15	H 29
社会福祉法人大阪水上隣保館		3120905002241	大阪保育福祉専門学校 総合こども学科	三島郡島本町山崎5-3-10	昼	2年	80	H 31
学校法人大阪滋慶学園		8120005004803	大阪保健福祉専門学校 社会福祉科(社会・精神保健福祉コース)	大阪市淀川区宮原1-2-47	昼	4年	40	H 21
社会福祉法人南海福祉事業会		4120105000524	南海福祉看護専門学校 福祉専門課程介護社会福祉科介護・社会福祉士コース	高石市千代田6-12-53	昼	2年	25	H 21
公立大学法人大阪		5120005020803	大阪公立大学 生活科学部人間福祉学科	大阪市住吉区杉本3-3-138	昼	4年	45	R 4
公立大学法人大阪		5120005020803	大阪公立大学 現代システム科学域教育福祉学類	堺市中区学園町1-1	昼	4年	55	R 4

福祉系大学等一覧(36施設 43課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名称	所在地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開講年度
兵庫県	学校法人関西学院	6140005015791	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科	西宮市上ヶ原1-155	昼	4年	110	H 21
	学校法人睦学園	7140005002285	兵庫大学 生涯福祉学部社会福祉学科	加古川市平岡町新在家2301	昼	4年	40	H 21
	学校法人武庫川学院	4140005015819	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科	西宮市池開町6-46	昼	4年	70	H 21
	学校法人親和学園	3140005002231	神戸親和大学 発達教育学部福祉臨床学科	神戸市北区鈴蘭台北町7-13-1	昼	4年	40	H 21
	学校法人親和学園	3140005002231	神戸親和大学 発達教育学部福祉臨床学科通信教育課程	神戸市北区鈴蘭台北町7-13-1	通	4年	100	H 21
	学校法人濱名山手学院	5140005010901	関西国際大学 教育学部教育福祉学科福祉学専攻	尼崎市潮江1-3-23	昼	4年	18	H 21
	学校法人神戸学院	5140005002213	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科	神戸市西区伊川谷町有瀬518	昼	4年	90	H 21
	学校法人都築学園	1290005001253	神戸医療未来大学 人間社会学部健康スポーツコミュニケーション学科	神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5	昼	4年	180	H 21
	学校法人都築学園	1290005001253	神戸医療未来大学 人間社会学部未来社会学科	神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5	昼	4年	120	H 21
	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子大学 健康福祉学部社会福祉学科	神戸市中央区港島中町4-7-2	昼	4年	80	H 21
	学校法人関西金光学園	8120905001899	関西福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科	赤穂市新田380-3	昼	4年	110	H 21
奈良県	学校法人天理大学	9150005002893	天理大学 人間学部人間関係学科社会福祉専攻	天理市杣之内町1050	昼	4年	50	H 21

福祉系高等学校等一覧（13施設 13課程）

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
福井県	福井県	4000020180009	福井県立奥越明成高等学校 生活福祉科福祉コース	大野市友江9-10	昼間	3年	23	H 21
滋賀県	滋賀県	7000020250007	滋賀県立長浜北星高等学校 総合学科	長浜市地福寺町3-72	昼間	3年	40	H 21
京都府	京都府	2000020260002	京都府立京都八幡高等学校 介護福祉科	八幡市内里柿谷16-1	昼間	3年	30	H 21
大阪府	大阪府	4000020270008	大阪府立淀商業高等学校 福祉ボランティア科	大阪市西淀川区野里3丁目3番15号	昼間	3年	40	H 21
	学校法人淀之水学院	1120005004768	昇陽高等学校 福祉科福祉コース	大阪市此花区朝日1丁目1番9号	昼間	3年	42	H 21
兵庫県	兵庫県	8000020280003	兵庫県立龍野北高等学校 総合福祉科・介護福祉類型	たつの市新宮町芝田125-2	昼間	3年	40	H 21
	兵庫県	8000020280003	兵庫県立日高高等学校 福祉科	豊岡市日高町岩中1番地	昼間	3年	40	H 21
	学校法人睦学園	7140005002285	兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校 普通科介護福祉士コース	神戸市須磨区行幸町2-7-3	昼間	3年	26	H 23
	兵庫県	8000020280003	兵庫県立武庫荘総合高等学校 福祉探求科	尼崎市武庫之荘8-31-1	昼間	3年	40	H 30
	明石市	9000020282031	明石市立明石商業高等学校 福祉科	明石市魚住町長坂寺1250番地	昼間	3年	40	R 6
奈良県	奈良県	1000020290009	奈良県立宇陀高等学校(こども・福祉科)	宇陀市榛原区下井足210番地(榛原学舎) 宇陀市大宇陀迫間63-2(大宇陀学舎)	昼間	3年	40	H 21
	奈良県	1000020290009	奈良県立宇陀高等学校 専攻科 介護福祉科	宇陀市大宇陀迫間63-2	昼間	2年	25	R 3
和歌山県	和歌山県	4000020300004	和歌山県立有田中央高等学校 総合学科福祉系列	有田郡有田川町大字下津野459	昼間	3年	26	H 21

介護福祉士実務者学校一覧(2施設3課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	施設名	所在地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
大阪府	学校法人城南学園	7120005004663	大阪城南女子短期大学 介護福祉士実務者学校通信課程	大阪府大阪市東住吉区湯里6-4-26	通信	9月	100	H 25
	学校法人城南学園	7120005004663	大阪総合保育短期大学部 介護福祉士実務者学校	大阪府大阪市東住吉区湯里6-4-26	昼間	1年8月	20	R 3
兵庫県	学校法人大阪青山学園	7120905003475	大阪青山大学 介護福祉士実務者研修	川西市長尾町9番8号	通信	6月	120	R 6

あん摩マッサージ指圧師養成施設一覧(2施設 2課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼・夜の別	修業年限	入学定員	開校年度
京都府	京都府	2000020260002	京都府立視力障害者福祉センター(視)	京都市左京区下鴨森本町21	昼間	3年	10	H 30
	学校法人京都仏眼教育学園	4130005013451	京都仏眼鍼灸理療専門学校	京都市東山区一橋宮ノ内町7	夜間	3年	25	S 26

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設一覧(5施設 5課程)

令和8年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼・夜の別	修業年限	入学定員	開校年度
京都府	京都府	2000020260002	京都府立視力障害者福祉センター(視)	京都市左京区下鴨森本町21	昼間	3年	10	S 28
	学校法人京都仏眼教育学園	4130005013451	京都仏眼鍼灸理療専門学校	京都市東山区一橋宮ノ内町7	昼間	3年	20	S 26
大阪府	学校法人行岡保健衛生学園	3120005004766	大阪行岡医療専門学校長柄校	大阪市北区長柄西1-7-53	昼間	3年	50	S 28
	学校法人関西医療学園	1120105006458	関西医療学園専門学校	大阪市住吉区苅田6-18-23	昼間	3年	30	S 35
兵庫県	厚生労働省	6000012070001	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター	神戸市西区曙町1070	昼間	3年	20	S 27

食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(主たる事務所もしくは事業所が近畿管内に設置されているものに限る)

令和8年3月31日現在

登録検査機関 [法人番号] 及び所在地	検査施設の名称及び所在地	区 分
(株)北陸環境科学研究所 [7210001004600] 福井県福井市光陽四丁目4番27号	(株)北陸環境科学研究所 福井県福井市光陽四丁目4番27号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)日吉 [4160001010945] 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地	(株)日吉 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一社)京都微生物研究所 [9130005002581] 京都市山科区川田御出町3番地の4	(一社)京都微生物研究所 本部ラボ 京都市山科区川田御出町14番地1	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(公社)大阪食品衛生協会 [6120005003253] 大阪府中央区伏見町二丁目4番6号	(公社)大阪食品衛生協会 食品検査センター 大阪府大正区三軒家東二丁目11番13号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)東邦微生物病研究所 [1120001045758] 大阪府浪速区下寺三丁目11番14号	(株)東邦微生物病研究所 大阪府浪速区下寺三丁目11番14号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一社)日本油料検定協会 [5140005001454] 神戸市東灘区御影塚町一丁目2番地	(一社)日本油料検定協会 総合分析センター 神戸市東灘区御影塚町一丁目2番地	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(公財)兵庫県予防医学協会 [8140005001781] 神戸市灘区岩屋北町一丁目8番1号	(公財)兵庫県予防医学協会 神戸市東灘区御影本町六丁目5番2号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)日本食品エコロジー研究所 [4140001020946] 神戸市中央区小野浜町1番9号	(株)日本食品エコロジー研究所 食品分析センター 神戸市中央区小野浜町1番9号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)テクノサイエンス [9160001015378] 滋賀県守山市水保町2477番地	(株)テクノサイエンス 滋賀県守山市水保町2477番地	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
環境衛生薬品(株) [3120001042398] 大阪府中央区本町1丁目8番12号	環境衛生薬品(株) 関西学研ラボラトリー 京都府相楽郡精華町光台三丁目6番1号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)MIZUKEN [1120101003962] 堺市堺区神南辺町1丁4番地6	(株)MIZUKEN 堺市西区浜寺石津町中2丁6番34号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財)ボーケン品質評価機構 [9120005014495] 大阪府港区築港一丁目6番24号	(一財)ボーケン品質評価機構 大阪認証・分析センター 大阪府港区築港一丁目6番24号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
アクア環境(株) [9140001053116] 兵庫県尼崎市開明町1丁目61	アクア環境(株) 兵庫県尼崎市開明町1丁目61	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項

食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(主たる事務所もしくは事業所が近畿管内に設置されているものに限る)

令和8年3月31日現在

登録検査機関 [法人番号] 及び所在地	検査施設の名称及び所在地	区分
(一社)全日検※ [9010405008521] 東京都港区海岸三丁目1番8号	(一社)全日検 全日検理化学分析センター 神戸市中央区波止場町3番4号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財)日本食品分析センター※ [3011005000295] 東京都渋谷区元代々木町52番1号	(一財)日本食品分析センター 大阪支所 大阪府吹田市豊津町3番1号	法第25条第1項 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
	(一財)日本食品分析センター 彩都研究所 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目4番41号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財)化学研究評価機構※ [3010005018686] 東京都中央区新川一丁目4番1号	(一財)化学研究評価機構 高分子試験・評価センター大阪事業所 大阪府東大阪市高井田中一丁目5番3号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財)新日本検定協会※ [7010405010561] 東京都港区高輪三丁目25番23号	(一財)新日本検定協会 SK阪神分析センター 大阪市住之江区南港中六丁目2番57号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財)日本食品検査※ [7010405001908] 東京都大田区平和島4丁目1番23号	(一財)日本食品検査 関西事業所 神戸市中央区港島南町3丁目2番6号	法第25条第1項 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財)食品環境検査協会※ [6010005002803] 東京都江東区新木場2丁目10番3号	(一財)食品環境検査協会 神戸事業所 神戸市中央区港島3丁目2番1号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財)日本文化用品安全試験所※ [6010605002384] 東京都墨田区東駒形4丁目22番4号	(一財)日本文化用品安全試験所 大阪事業所 大阪府東大阪市水走3丁目6番14号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
日本エコテック(株)※ [1010001061832] 東京都中央区京橋3丁目12番2号	日本エコテック(株)大阪分析センター 大阪府河内長野市小山田町345番地	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
いであ(株)※ [7010901005494] 東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号	いであ(株)食品分析センター 大阪市住之江区南港北1丁目24番22号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
管内検査機関22機関	23施設	

※印は、本部が関東信越厚生局管内で、検査を行う検査施設が近畿厚生局管内にあるもの

対EU輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
株式会社セントラル・ワールド・ストレージ 第5冷凍倉庫 [7120001026496]	大阪市此花区桜島3丁目4-76	カニ風味かまぼこ
ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第1工場 ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第2工場 ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第3工場 [9140001062447]	兵庫県姫路市夢前町置本327-16	蒲鉾
串本食品株式会社 [6170001011759]	和歌山県東牟婁郡串本町串本1557	養殖本鮪冷凍ロイン、養殖本鮪冷凍柵 冷凍鰹タタキ、冷凍鮪タタキ
5施設		

対米輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
ヤマサ蒲鉾株式会社 [9140001062447]	兵庫県姫路市夢前町置本327-16	魚肉ねり製品
株式会社川喜 [1120101001628]	堺市堺区老松町1丁1番地	定塩紅鮭フィレー
2施設		

対韓国輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
東洋冷蔵株式会社大阪支店 [3010601030301]	大阪府泉佐野市住吉町27-14	冷凍クロマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍ミナミマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍メバチマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍キハダマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍メカジキ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)
株式会社 播磨灘 [8140001060864]	兵庫県姫路市白浜町甲912-18	冷凍アカエイ肝
2施設		

対ブラジル輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	登録番号
福島鯉株式会社 京都南丹工場 [4130001022316]	京都府南丹市八木町玉ノ井北沢40	BR010122
ヤマヒデ食品株式会社 [7140001036386]	兵庫県三木市別所町巴29番地	BR010123
カネテツデリカフーズ(株) 六甲工場 [8140001023937]	神戸市東灘区向洋町西5-8	BR010129
3施設		

対米輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
京都市と畜場/京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145]	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地	牛肉
和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649]	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	牛肉
2施設		

対EU輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
京都市と畜場/京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145]	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地	牛肉、牛内臓(冷凍)
和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649]	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	牛肉
新田ゼラチン株式会社 大阪工場 [2120001039437]	大阪府八尾市二俣2-22	ゼラチン
株式会社籠谷 浜風工場 [2140001043957]	兵庫県高砂市荒井町新浜2丁目9番21号	卵製品
4施設		

対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
(公財)滋賀食肉公社 滋賀食肉センター [8160005006762]	滋賀県近江八幡市長光寺町1089番地4	牛肉
京都市と畜場/京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145]	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地	牛肉、牛内臓
和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649]	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	牛肉
伊藤ハム米久フーズ株式会社 六甲工場 [9300001008400]	神戸市東灘区向洋町西5-7	牛肉製品
大和食品株式会社 和泉工場 [3120101004240]	大阪府和泉市幸2-6-6	牛肉製品
大和食品株式会社 本社堺工場 [3120101004240]	堺市中区毛穴町126-1	牛肉製品
株式会社びわこフード [6160001011438]	滋賀県近江八幡市竹佐町27-1	牛肉
7施設		

対台湾輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和8年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
(公財)滋賀食肉公社 滋賀食肉センター [8160005006762]	滋賀県近江八幡市長光寺町1089番地4	牛肉
京都市と畜場/京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145]	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地	牛肉、牛内臓
和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649]	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	牛肉
神戸市立食肉センター/株式会社ケイ・ピー・シー [9000020281000]/[2130001012145]	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号	牛肉
大和食品株式会社 和泉工場 [3120101004240]	大阪府和泉市幸2-6-6	牛肉製品
大和食品株式会社 本社堺工場 [3120101004240]	堺市中区毛穴町126-1	牛肉製品
株式会社びわこフード [6160001011438]	滋賀県近江八幡市竹佐町27-1	牛肉
伊藤ハム米久フーズ株式会社 六甲工場 [9300001008400]	神戸市東灘区向洋町西5-7	牛肉製品
8施設		